

メディア展望

毎月1回1日発行
1963年1月1日
新聞通信調査会報
として発刊

9 - 2014

発行所
公益財団法人
新聞通信調査会
電話 03(3593)1081

<http://www.chosakai.gr.jp/>

荒れる南沙、西沙の背景を見る

越、比に強硬な中国の進出
米軍は、パートタイム復帰

きた がた かず や
北 潟 一 也

(時事通信社外信部専任部長)



高まる中国と越、比との対立

中国は近年、経済成長、軍事的増強を進める中で、資源外交、海洋進出を強めてきた。東シナ海では沖縄県の尖閣諸島をめぐる強引に仕掛けてきており、また昨年11月に尖閣を含む東シナ海で防空識別圏を設定したことは記憶に新しいところだ。防空識別圏自体はそれぞれの国が設定できる権利ではあるが、近隣国との関係も考えながら行うのが普通だ。ところが中国は一方的に、しかもこれまで日本や韓国が設定してきた空域と重なる設定をして、海だけでなく空も含めて勢力圏の拡大を強引に進めてきた。その流れは東シナ海に限らず南シナ海にも及び、南シナ海をめぐる各国との対立が厳しさを増している。

南シナ海でいま一番問題になっているのはベトナムとの対立だが、それに加えてフィリピンなど周辺国との対立が高まってきて、一部で武力的な事態も起こっている。今年1月、南シナ海北部にある海南島の政府が外国の漁船に対して操業許可を義務付ける制度を一方的に導入した。自国の漁業権の範囲だとして中国の主権を行使して、許可を得た船だけに操業を認めるというわけだ。

1月26日には中国の海軍がマレーシアと領有権を争っている南沙諸島のジェームズ暗礁に行つて「主権宣誓活動をした」と中国国営の新華社通信

目次 (9月号)

荒れる南沙、西沙の背景を見る……北潟 一也……1	日記で読む昭和史(39)……国分 俊英……7
「実力行使も辞さず」堅持へ……松本 太……8	公的ウェブサイトの表現の自由(上)……小岩井忠道……14
書評「国策通信社『同盟』の興亡」……山本 武利……18	経費削減、多様性確保が課題——BBC……小林 恭子……20
マスメディア関連の裁判を見る(70)……佐藤 英雄……22	特派員リレー報告(33)ジャカルタ……小長井信志……25
【メディア談話室】 慰安婦検証報道の論じられ方……藤田 博司……28	【プレスウオッチング】 メディア内部での「継承」が欠かせない……小池 新……30
【放送時評】 3年以内にネット同時再送信とNHK会長……音 好宏……32	【海外情報】 ①紙媒体で新聞だけが減収減益——中国……木原 正博……13
②中間選挙に向け全米各TV局が報道体制強化 書評「トップ記事は、月に人類発見」……我孫子和夫……34	編集後記・読者の声……35
調査会だより……36	

が伝えた。恐らく実質的な主権宣言だと思う。さらに6月には西沙諸島で小学校の建設を始めたりにしている。中国は近年、特にここ1、2年の間に着々と、しかも急速に実効支配し、勢力圏の拡大を図っている。

この対立以前からベトナムでは中国に対する警戒感、反中感情が盛り上がっていた。ただ、ベト

ナムの報道機関が全て政府系だということもあって、西沙諸島の中国実効支配の話はこれまで伝えてこなかった。恐らく中国との関係に配慮したものだと思うが、実効支配40年に当たる今年1月19日以来、ホーチミン支部機関紙や青年機関紙が西沙諸島の戦い、領有権問題を繰り返し取り上げるようになった。ハノイで島の領有権を主張する反中集会も開かれた。官製デモ以外のデモは禁止のベトナムで反中デモを当局が事前に抑制しなかったのも珍しい。これも市民感情の高まりを裏付けるものだと思う。

西沙海域での石油試掘に越漁船が抗議

このようにベトナムが中国の進出に警戒感を強めている中で、今年5月1日、西沙諸島周辺海域で中国は石油の試掘を開始した。中国は石油掘削装置のオイルリグを建て、調査。ベトナムは自国の排他的経済水域（EEZ）だとして領有権を主張し、漁船が100隻ほど抗議に行ったのに対し中国はベトナム船の接近を妨害した。双方の小競り合いが続き、中国の艦船がベトナムの漁船に体当たりして船が転覆する事態も起きた。尖閣諸島の時と同じように中国の船がぶつかってくるビデオをベトナム側は示しながら、記者会見で中国側の一方的な行為だと主張した。中国は逆にベトナムからぶつかってきたと説明している。

もともと今年に入ってくるすぶっていた反中感情が一気に高まり、5月にはベトナム各地で激しい反中デモが起こった。一部は暴徒化し、ベトナム

に住む中国人に死者が出たり、日系企業を含む多くの企業が被害を受けるほど過激化した。中国に対するベトナムの反発の強さを如実に表したデモだった。しかし、ベトナム政府は中国との全面対立は望んでいないため、デモ抑制に動いた。現在は大規模なデモが起きている状況ではないが、石油をめぐる西沙での対立は今もくすぶっており、いつまた再発し、衝突が起こるかもしれない危険な状況は続いている。

中国は力で西沙を実効支配

西沙諸島は16ぐらいの小さな環礁から成っており、ベトナムが植民地としてフランスの統治下にあった時代はフランスが同諸島を管理していた。当時は中華民国も自国領だと主張していたように。第2次世界大戦の戦前、戦中は日本が統治していたが、戦後のサンフランシスコ講和条約で帰属先が明記されなかったことが、その後の領有権争いの原因になったといわれている。70年代には中越武力衝突も発生して、中国が力で実効支配するようになり、現在も中国が実効支配している。

今年6月にシンガポールで開かれたアジア安全保障会議の席上、中国人民解放軍の高官が中国の主張として3点を挙げた。一つ目は、「領有権は中国2000年来の歴史的経緯に基づく」、つまり2000年以上前から中国の領土だと主張している。二つ目に、日本の支配下にあったものがサンフランシスコ講和条約で帰属が明記されなかったことについては、「1946年のカイロ宣言、

ポツダム宣言に基づいて、日本から西沙、南沙の主権を取り戻した」と主張している。三つ目に、「中国の主権宣言に対し周辺国は主権の主張をしてこなかった。70年代になって石油の埋蔵が明らかになってから、周辺国が領有権を主張するようになったのだ」と話している。

これが正しいかどうか、それぞれ考えがあると思うが、かなり一方的な主張と言わざるを得ないのではないか。しかもその上で、「海洋法条約で

中国が実効支配する「岩礁」



永暑礁 (Fiery Cross Reef)
長さ22km、幅約7km、水深14.6~40m。永暑礁は、高潮時には水面下50cm~1mに没する。

美濟礁 (Mischief Reef) 東西9km、南北5.2kmの環礁。中央はラグーンになっており、水深は25.6m。



渚碧礁 (Subi Reef)
長さ約6.5km、幅約3.7kmの環礁。渚碧礁自体は、高潮時には水没。



赤瓜礁 (Johnson South Reef)
赤瓜礁自体の長さは約5km、幅約400m。低潮時には部分的に海面に露出

(中国の軍系ネット新聞から松本太・世界平和研究所主任研究員が編集)



(共同)

中国は南シナ海の領有権問題に関し、自ら設定した9本の境界線である「九段線」に基づいて、88年にはベトナムと軍事衝突。さらに95年にはフィリピンと領有権争いを行っているミスチーフ礁（干潮時のみ海面に姿を現す）に建造物を造った

りして、着々と南シナ海への進出を進めている。

越は国際的な同情作戦等で対抗

この中国の主張が正しいとは思わないが、力で南沙、西沙を支配しようとする動きを強めている中国に対して、ベトナムが一国で対抗することは難しい。経済力、軍事力、広い意味での国力から

言っても、国際政治の現実から言っても、ベトナムが取り得る選択肢は少ないと考える。その一つは、中国の非道な行為を国際社会に訴え、国際的な反中世論を盛り上げることだ。ベトナムはあくまでも領有権の主張は続ける。しかし、たとえ船が沈められても放水なり体当たりを受けてもベトナム側からは手出しをせず、被害者であると国際社会に訴える、いわば「同情作戦」だ。これがベトナム戦争時代からのベトナム生き残りの知恵だともいわれている。

今回の反中デモは激しく燃え上がり、中国系、台湾系などの企業が襲撃され死者まで出た。だが、あまり過激になると逆効果でベトナムが非難を受けるといので、政府は直ちにデモ抑制策を取り、企業の復旧支援策、補償措置を発表した。これは国際社会に対するベトナム支援の環境づくりとみることができる。

もう一つの選択肢は国際司法裁判所への提訴だろう。ベトナムでは現にその話が出ていて、ゲン・タン・ズン首相も閣議で「神聖な主権を守るために、国際法に基づく法的手段の活用を検討する」と明言した。フィリピンは既に国際司法裁判所に訴えており、ベニグノ・アキノ・フィリピン大統領との首脳会議の際にも、フィリピンの手法を学んで対中連携していくという話になり、準備を進めているといわれている。

ただし、現実問題として提訴による解決は難しく、まず中国が応訴する可能性はほとんどない。中国は常に「領土紛争とか領土問題は二国間で解決すべき問題だ」として、国際的な場での解決も第三者の介入も認めない。ベトナムが仮に提訴したとしても、裁判所が何らかの判断を下すことに

はならないので、直ちにこの問題を国際法に基づいて解決できるわけではない。しかし、国際的な世論を喚起し、中国の非道な行為を糾弾するという点では、それなりの意味がある行為だと思われる。

三つ目は、日本、アメリカ、さらに東南アジア諸国連合(ASEAN)等、中国を警戒する国々との連携をいかに強化していくかということ、これがベトナムにとって国際政治の中で最も現実的な選択肢になりそう。実際、アメリカは昨年の暮れからベトナムに巡視艇を供与することで、中国の実効支配に対するけん制を強めている。ASEANも5月の首脳会議で、中国問題を念頭に「自制を求める」という宣言を採択し、日本を含めて中国包囲網を敷きつつあると一部にはいわれている。しかしこれも、したたかな中国がそれだけで「はい、分かりました」と直ちに退くはずもなく、現状をどれだけ悪化させないかというレベルの効果が期待できる程度のものだろう。

採算性は疑問、試掘継続は不透明

それでは中国の今回の石油試掘はどういうものなのか。もともと南沙、西沙には石油資源、天然ガス資源が豊富にあるといわれていた。中国の国有石油会社、中国海洋石油総公司(CNOC)の試算によると、南シナ海にはサウジアラビアの埋蔵量の半分に当たる1550億バレルの石油と500兆立方メートルの天然ガスがあり、中国はこの膨大な資源を手に入れようとしている。

まず予備調査として、超音波探査とかいろいろな科学技術を使ってデータを収集し、解析することになるが、実際にどの程度の量を、どういう状況で採掘できるかは掘ってみなければ分からないというのが専門家の見方だ。特に海底石油は採算問題がネックで、南シナ海に石油があることは昔から分かっていたものの、恐らく採算が合わないということと、どこも手を付けなかった。確かに石油価格が1^{ルバ}20^ド、30^ドの時代では到底採算が取れないが、最近のように原油価格が値上がりして100^ド近くになると少し変わってくる。膨大な人口を抱える中国はエネルギーを大量に使うので、採算性の悪い南シナ海の石油にも手を出さざるを得ないというのも、中国が5月から始めた石油試掘の背景にある。

第2次大戦中、日本軍の報告書でも南シナ海、海底油田の存在は指摘されていたが、採算性の問題があつて放置されていた。90年代の初め、フランスの石油メジャーのトタルが実際に何本か試掘調査を行った結果、商業ベースに合う海底油田の存在は見つからず、撤退している。1回のボーリングで2000^{バレル}、3000^{バレル}掘るだけで1億円以上の費用がかかり、採算面で難しいというのが一般的な見方だ。ペトロベトナムというベトナム国営石油会社もこの海域で石油探査をやったようだが、1500^{バレル}以上の水深、しかも陸からかなり離れているために、具体的成果は上げられないと判断して石油掘削から手を引いた。ペトロベトナム元社長も中国の石油試掘に対して採算性の面

で疑問を投げ掛けている。

そういう状況の中で中国は試掘を進めていることになるが、石油が本当に手に入るかどうかは難しそうだ。中国は7月中旬に試掘を終え、施設を撤去した。中国はこの3カ月で得たデータを基に今後、商業ベースでやっていけるかどうかという分析作業に入ると思われる。しかし、過去の例からして採算は難しいので、本格的な石油掘削に乗り出すかどうかは不透明だと見ている。

対中依存の少ない比の方が險悪

中国はベトナムとだけではなく、フィリピンとも対立を強めている。ベトナムはまだ中国と経済的なつながりがあるが、フィリピンは中国依存度が少ないこともあって、中国とフィリピンの方が感情的には險悪なようだ。

2012年4月、南シナ海にある中沙諸島のスカボロー礁で違法操業の中国船を取り締まっていたフィリピンの沿岸警備隊が中国公船の妨害に遭い、それをきっかけに、両国間の緊張が高まった。南沙諸島のアウンギン礁はフィリピンが実効支配している数少ないところだが、そこでも小競り合いが続いている。アキノ大統領も中国のやり口を、かつて第2次世界大戦前にチェコスロバキアのズデーテン地方を併合したヒトラー・ドイツを引用した強い言い方で批判している。具体的な衝突ではなく関係悪化という意味では、ベトナムと中国よりもフィリピンと中国の方がこじれている感だ。

中国は外交圧力をかけて、フィリピンの孤立化を進めている。これに対してフィリピン政府は3月末にドイツのハンブルクにある国際海洋法裁判所に提訴した。4000^{バレル}に上る書類を準備して提出するという膨大な作業を要するものだが、フィリピンの提訴自体は実はそれほど根拠が強いものではないといわれている。

スカボロー礁は地理的にフィリピンに近いこと、過去の実効支配が根拠になっているが、南沙諸島の領有権はもともと、マルコス元大統領が戒厳令時代の74年、当時の持ち主を逮捕投獄し、1^バと言われているが、ほぼ無料で無理やり国に売らせて領土編入した。このやり口が果たして合法なのかということも含めて、仮に裁判になったとしても、フィリピンが有利とは限らないというのが専門家の見方だ。現実には中国が応訴することはないので、海洋法裁判所での解決を拒んでいる中国をけん制するのが提訴の狙いのようだ。

再び呼び込んだ米軍の存在

このような国際的な対応のほかに、フィリピンが取ったもう一つの大きな動きが米軍の復帰だ。今年4月末、フィリピンとアメリカが新しい軍事協定に調印し、その直後にオバマ大統領がフィリピンを訪問した。もともとフィリピンには米軍の重要な拠点があったが、国民感情の高まりによって92年に米軍が全面撤退し、東シナ海、南シナ海に空白が生じた。その隙に中国が徐々に進出を強めてきたという経緯がある。その教訓でもない

だろうが、フィリピンは再び米軍を自国に呼び込んだ。

今回の協定の特色は、米軍撤退後のフィリピン憲法が外国軍の駐留を禁止しているため、形式的には米軍がローテーションで短期駐留する形で常駐し、アメリカのプレゼンスを確保することだ。

その上で両国は大規模な合同演習を行い、中沙諸島でも共同海上訓練を行ったりして中国に対する圧力を強めている。ベトナムとフィリピンも連携しており、5月にベトナムのズン首相がフィリピンを訪問した時も、南シナ海問題で中国の脅威に互いに協力して対処していく、軍事面でも防衛協力を進めていくということで合意している。

ざっと中国、ベトナム、フィリピンの思惑とその動きを見てきたが、次なる問題はASEANがどうするのか、この問題を調停ないし解決できるのだろうかということだ。実はASEAN加盟国の間でも領土問題、領有権問題が幾つかある。南沙はフィリピン、マレーシア、ブルネイが領有権を主張しているし、西沙はベトナムと台湾が、中沙は中国、フィリピン、台湾など、至るところで領有権紛争が起こっており、ASEAN自体もこの問題に頭を悩ませている。

ASEAN問題に詳しいインドネシアの戦略国際問題研究センター(CSIS)のリザル・スクマ所長によると、今回の問題が起こった背景にはオバマ政権によるアジア太平洋重視政策の失敗があるという。つまり、重視と言いつつ、コミットメントが少ない。同所長は「東南アジアにおける

米軍のパートタイム化」という表現を使っていたが、時々口出しはするが、常駐して恒常的に関与しているわけではない。そこに力の空白が生まれ、中国が入り込んでくる隙があるというのがリザル氏の見方だ。

もともとASEANは伝統的に、特定の一国または一地域が強力に介入してくることを好まない傾向がある。米軍が退いた後、それに取って代わろうとしているのが中国だ、というのが今のASEANの受け止め方のようなのだ。かつて米軍がフィリピンにいる時、インドネシアのモフタル外相が「ASEANとしては特定の国、特定のブロックとの同盟にはもちろん反対する。米軍基地にも反対する。ただ、米軍は出ていってほしいが、遠くには行ってほしくない」と話していた。これは極めて都合のよい言い方だが、特定の国による強い関与ではなく、中国、アメリカ、日本等のバランスの中でその存在を見いだしてきたASEANの今までの立場を如実に物語る言葉ではないか。

ASEAN内の貿易シェアで日中逆転

ではASEANの現状はどうかとえば、問題が発生して以降、5月にミャンマーの首都ネピドーであった首脳会議で、「中国」と特定せず「全ての当事者に自制を求める」という宣言を出したが、フィリピンが提案した3段階の「行動計画」は「留意」しただけだった。政治面、経済面でASEANに深く食い込んできている中国に配

慮したと受け取られている。

日本アセアンセンターのデータを紹介する。日本との絡みで見ると一目瞭然だが、ASEAN全体の貿易シェアは1980年には中国1・8%、日本25・9%で、日本が全体の4分の1を占め、中国はまだわずかだった。2000年には中国4・4%、日本16・1%で、日本はかなり下がっているが、中国もまだそれほどではない。ところが2010年になると、中国12・1%、日本11・0%で、若干ではあるが貿易では中国のほうが日本を上回っており、それだけ中国のASEANに対する経済的な浸透が進んだことになる。

国別に見ると、中国依存が大きいのはカンボジア、ラオス、ミャンマーで、カンボジアは輸入の24%、ラオスは輸入の15%、輸出の23%、またミャンマーは輸出の13%、輸入の38%と、中国との貿易シェアが大きい。ベトナムも輸出の10%、輸入の24%と、経済的に相互依存関係はかなり進んでおり、それが中国に対して一方的に強気な政策を取れない背景になっていると思われる。

ASEANは今、南シナ海における「行動規範」作りを進めている。武力衝突なり偶発的・突発的紛争が起こらないように、お互いに国際ルールを作ろうとしている。行動規範自体は古い話で、92年7月に「南シナ海におけるASEAN宣言」を採用した際、ASEANは中国に対し国際的な行動規範の制定を求めている。92年の段階でそういう話が出ていたわけだが、95年2月にミスチーフ礁の占拠があり、その後の外相会議で改め

て行動規範策定を求める声明を出している。さらに02年には中国・ASEAN首脳会議で「南シナ海における行動宣言ガイドライン」を作り、11月の外相会議で「南シナ海における行動宣言」に署名している。

このように実効性のある行動規範を作ろうと長い間言ってきたが、02年以降もこの話は事務レベルで進んでは消え、消えては復活し、実態としてほとんど進んでいない。これには思惑の違いがあつて、中国も「ある程度ASEANの言い分には応じる。その策定に反対はしない」とは言っているが、実際にはそれは法的拘束力もないし、縛られることもないというのが中国の基本的な考え方だ。

これに対してASEAN側の特に反中国色の強い国は、やはり法的拘束力のある行動規範を作つて中国を縛りたい。その綱引きが行われているが、中国は一筋縄ではいかない。ASEANがまとまつて話をしたとしても、簡単にはできないというのが現状だ。

中国がASEAN分断工作

さらにその上に中国は、ミャンマーやカンボジアなど経済的につながりが強く、影響力の強い特定の国を使つて、ASEANの分断工作を進めている。自分たちに都合の悪い話になると、それらの国に圧力をかけてASEANの合意を阻止するようなことも行っている。12年7月の会合でも、南シナ海問題を共同声明に盛り込みたいとベトナム

ムやフィリピンは主張したが、議長国が中国の影響力の強いカンボジアだったために、議長の裁量で共同声明は出なかった。共同声明が出ないのは異例のことだが、出せないほど、ASEANの中がまとまらなかつたということだ。しかも、この行動規範を作るための調整国であるタイはクーデターで政情不安ということもあり、ASEANとしても打つ手がなく、現時点ではこの話は立ち消え状態になっている。

以上、南シナ海をめぐる中国、ベトナム、フィリピン、ASEANの関係について説明させていただいたが、最後に、東南アジアは日本にとってどうかということも含めて、日本が今後どうあるべきか考えてみたい。

私がいま注目しているのは英国放送協会(BBC)が毎年出している「主要国の好感度調査」で、その国の影響力を肯定的に見るか否定的に見るか、数字で表している。直近のものは14年6月3日の発表で、調査は昨年12月から今年4月にかけて行われた。対象国が24カ国で、東南アジアで入っているのはインドネシアだけなので、これをもつて全てを表すとは言えないが、世界全体で中国を肯定的に見る割合は42%、否定的に見る割合は42%で、半々だ。これに対して日本は肯定的が49%、否定的が30%で、日中の比較で言えば、やはり中国に対する警戒感の方が強いのかなという気がする。

インドネシアに限って見ると、中国を肯定的に見る人が52%、否定的に見る人が28%で、インド

ネシアにいたことのある私にはちょっと信用できない数字だ。日本に対しては肯定的が70%、否定的が14%で、格段に日本に対する好感度が高い。参考までにインド、ロシアの数字を見ると、中国に対してインドでは肯定33%、否定35%、ロシアでは肯定47%、否定24%。日本に対してインドでは27%対29%、ロシアでは49%対12%という調査結果になっている。

この数字をどう見るかだが、東南アジアにおける日本と中国を考えると、今までの経済的なつながりも含め、日本に対する期待、好感度が高いことは、今後の日本の東南アジア外交にとって重要なことではないか。政府もそれを認識しており、安倍晋三首相もここ1年間にASEANを全て回り、東南アジア外交を実際に強化している。

ただ一つ気になるのは昨年来、首相の靖国神社参拝や集団的自衛権容認に対して中国が反日キャンペーンを各国で展開していることだ。東南アジアの幾つかの国の主要な新聞に中国大使が自国の意見を言うとか、マスコミや政府関係者を集めてネガティブキャンペーンを行っている。それに対して日本もわが国の立場をあらゆる面で情報発信していく必要がある。とはいえ、東南アジア諸国の難しさは、先ほども話したように、突出した影響力や協力関係を好まない傾向があるので、上から強硬に押し付けるのではなく、バランスを取りながら日本の外交を進めていく必要がある。

(本稿は7月16日に行つた講演内容を要約、一部加筆した)

日記で読む昭和史 ③⑨

張作霖爆殺——謀略の始まり

1928（昭和3）年6月4日の張作霖爆殺事件。この真相を一般国民が知るのは18年後のことである。46年7月6日付朝日新聞の見出し——「張作霖爆殺計画は河本参謀が指揮」。極東国際軍事裁判（東京裁判）で、太平洋戦争開戦時の陸軍省兵務局長・田中隆吉（少将）の証言を報じたもの。田中は首謀者が関東軍の高級参謀・河本大佐（大佐）であり、工兵第20連隊の将兵を指揮して実行したことを明らかにした。河本の手記「私が張作霖を殺した」（文芸春秋54年12月号）によると、これを契機に一举に満州（中国東北部）の占拠を狙ったという。

田中証言まで「満州某重大事件」と呼ばれた。張作霖は「中華民国大元帥」と名乗り、満州を拠点に華北も支配する大軍閥の領袖だった。それが乗っていた特別列車ごと吹き飛ばされた。国際的な重大事件である。だが、「犯人は関東軍であることを報じることは禁止され、代わって満州某重大事件という用語が登場した」（朝日新聞社史）という。河本は、北伐を再開した蒋介石軍の便衣兵（民間人を装った兵士）の犯行に見せかけるため、さまざまな偽装を凝らした。

陸軍省は8日後、河本の主張そのままに「南軍

（蒋介石軍）便衣隊」の仕業と発表する。しかし、中国はもとより世界の新聞は日本軍の犯行だと書き立てた。元老・西園寺公望は鋭く見抜く。事件発生当日「どうも怪しいぞ、人には言えぬが、どうも日本の陸軍あたりが元凶じゃあるまいか」（原田熊雄『西園寺公と政局』）と語る。野党・民政党の新人代議士・松村謙三は中国視察中に事件に遭遇する。現場に駆け付けた松村は「便衣兵」の犯行とするには無理があるとして四つの疑問を抱く。さらに、現場と日本軍の監視所の間に「電線（爆発させる導線）がそのままあった」（『三代回顧録』）のを目撃する。帰国後、浜口雄幸総裁に関東軍の関与を詳しく報告したという。

天皇の補佐役である内大臣・牧野伸顕が知るのは6月25日。満鉄総裁、外相などを務めた後藤新平（伯爵）が夜中に訪れ「張作霖暗殺は邦人なりとの確説を得たり」と伝える。牧野は「若し事実とせば固より秘密の保たるべきものならざれば、国際問題とならざる前に進んで相当善後策を講ずる事当然なるべく」（『牧野伸顕日記』）と記す。首相は陸軍大将で外相も兼務する田中義一。その田中内閣の海軍相であった『岡田啓介回顧録』——「河本大佐の所為だということを政府が知ったのは、政友会の領袖、鉄道大臣の小川平吉の筋」から。吉林総領事として赴任途中、奉天（現瀋陽）に立ち寄った石射猪太郎は林久治郎総領事から「陰謀の張本人として関東軍参謀河本大佐の名前が語られた」（『外交官の一生』）と記した。

情報の濃淡はあっても河本らの謀略であることは宮中、政府、軍部、与野党と各界の上層部には知れ渡る。牧野を通じ天皇の耳にも届いた。田中首相は西園寺をひそかに訪ね「どうも（犯人は）日本の軍人らしい」と語る。西園寺は「（軍法会議にかけ）断然處罰して我が軍の綱紀を維持しなければならぬ」「陛下にだけは早速行つて申上げて置け」（『西園寺公と政局』）と指示する。

寺崎英成・御用掛日記『昭和天皇独白録』によると、田中は「この事件は甚だ遺憾な事で、たとへ、自称にせよ一地方の主権者を爆死せしめたのであるから、河本を処罰し、支那（中国）に対しては遺憾の意を表する積りである」と天皇に報告した。天皇は「國軍の軍紀は厳格に維持するように」（『西園寺公と政局』）と命じた。

政府や軍中央部が全く知らないところで、軍を動かしてテロ行為を実行したのだから、この時点での田中の判断はまっとうだった。しかし、田中は腰砕けになる。その禍根は大きかった。

陸軍は統制が取れなくなり、「大義」さえあれば何をやっても正当化されるという雰囲気醸成され、暴走が始まる。張作霖爆殺が「事前演習」となり、31年の満州事変で「本番」を迎える。今度は関東軍の石原莞爾作戦参謀らが計画、奉天郊外柳条湖で日本が運営する満鉄の線路を爆破し「中国側の所為」にして総攻撃を開始した。5カ月で満州を占領する。

（国分 俊英 共同通信社社友）

中国と南シナ海

「実力行使も辞さず」堅持へ

自信と不安、海軍戦略が絡み合う

松本 太

(世界平和研究所 主任研究員)



東アジアにおける国際秩序が危機に瀕しつつある。数年前は小波にしかすぎなかったものが、大波になって地域全体をのみ込む勢いだ。それは東シナ海と南シナ海で起こりつつある、中国による赤裸々で不法な実力行使のためである。

ベトナムの最高指導者グエン・フー・チョン共產党書記長は7月1日、南シナ海での中国との対立について、ついに戦争も含めてあらゆる可能性に対し、準備する必要性に言及した。

すなわち「戦争が起きるのかと問う人がいる。ならば、われわれはあらゆる可能性への準備をしておかなくてはならない」と述べるとともに、「われわれは戦争を望んではないし、起こらないようにしなくてはならない」と強調したのである。

南シナ海の西沙諸島付近で5月初旬に中国海洋石油が移動式の大規模掘削装置「海洋石油981」を設置して、石油掘削作業を始めたのをきっかけとして、中越関係は、事実上の戦争状態に一步近づいた。チョン書記長は、ベトナム共産党のイデオログとして、中国との友好関係を維持してきた最高位の人物である。その書記長の口から、中国との「戦争」という一言が漏れ伝わるというこ

とは、事態の深刻さを物語って余りある。

一方、フィリピンではアキノ大統領が、フィリピンが支配する南シナ海の一連の島嶼を中国が次々に略奪するかのような動きを見せる中で、この6月には中国の行動をナチス・ドイツによる侵略になぞらえた。2012年4月から6月にかけて行われたスカボロー礁の封鎖、次にはアユンギン礁への中国監視船の派遣による妨害行動、さらには南シナ海で中国が実効支配する島嶼に対する土砂の運搬、将来的な滑走路の建設とみられる一連の実力行為が、アキノ大統領とフィリピン国民を心底より怒らせたのだ。

実際、ピュー・リサーチ・センターの7月14日付発表の調査によれば、世界で武力衝突を恐れる国民の割合が一番高かったのは、フィリピン人の93%であり、次が日本人で85%、そしてベトナム人の84%と続いている。

核心的利益を堅持する中国

いずれの場合も、紛争当事国であるベトナム、フィリピンの了解を得ず、中国の漁民に始まり、続いて中国海警局の監視船や人民解放軍海軍の艦

船などが総動員されるという、国際法を度外視した実力行使が行われたことに大きな原因がある。

こうした中国の行動は、中国においては自らの「核心的利益」を堅持するという内在的な理由をもって積極的に擁護されてきている。すなわち、核心的利益という中国の国益を守るためならば、実際に中国は武力行使も辞さないということになる。これは結果として、これまでの平和的台頭という路線を否定する論理と言えよう。

こうした考え方は、かつて鄧小平が唱えた「韬光養晦（＝実力を隠し目立たぬように努め、足場を固め力を蓄える）有所作為（＝やるべきことはやる）」という原則が、09年には当時の胡錦濤書記長によって、「韬光養晦 積極有所作為」と新たに表現されたことも軌を一にしている。

すなわち、東シナ海でも南シナ海においても08年以降、中国が国際法に基づかない積極的な海洋進出を本格化させてきた結果、今日の危機が顕在化した。その背景には次の三つの理由が存在すると考えられる。

第一には中国社会のナショナリズムを支えている国家としての自信の表れである。特に、リーマン・ショック以降、欧米諸国が経済的疲弊に直面する中で、中国が経済危機を大規模な国家支出により乗り切り、一層の経済発展に成功したという過度の自信が、対外的には「傲慢」な行動として表面化していると言えよう。

第二には、表面上の自信とは逆に一説には年間18万件とも言われる集団暴動などの「群體性事件」（注：中国でデモや暴動などの集団による騒

乱や騒擾事件を意味する用語）が発生するとい
う、政治・社会不安の深まりを指摘する必要がある。こうした国内矛盾に対する処方箋の一つが、
ナシヨナリズムを鼓舞し、積極的な対外進出を意
憑する傾向として表れていると理解できる。

第三に、忘れてはならないのは、中国人民解放
軍による中長期的な海軍戦略の存在である。「ブ
ルーウォーター・ネビー」を目指して着実な近
代化を遂げてきた中国海軍にとって「第一列島
線」を越えて、「第二列島線」に至る西太平洋で
の活動を常態化させる上で、東シナ海と南シナ海
における行動の自由を確保することは、基本的な
大前提であるのだ。

すなわち、中国の自信と不安、そして軍による
戦略という三つの主たる要素が複雑に絡み合っ
て、中国の対外進出の核心的な背景を形作ってい
るわけである。もちろん、これらに加えて、石油資
源などの確保のためのシーレーン防衛といった経
済安全保障を付加することもできよう。

結論として、地域諸国からの反発を受けて中国
が戦術的な観点からの実力行使を一時停止するこ
とはあっても、中長期的かつ戦略的には中国が
「平和的台頭」へ回帰することはなく、実力行使
を辞さない行動を継続すると考えてよいだろう。

「キャベツ戦術」と「サラミ戦術」

中国の南シナ海における海洋進出の特徴とは何
か。二つ顕著な特徴を指摘したい。

一つの特徴は、武力行使に必ずしも至らない実
力行使と外交的などう喝である。

その代表例がフィリピン漁船やベトナム漁船に
対する中国海警局監視船の実力行使である。これ
まで何隻ものフィリピン漁船が、スカボロー礁や
アウンギン礁への近接を妨げられている。ベトナ
ムでも多くのベトナム漁船が中国監視船に体当た
りされ、漁船に損害が出るばかりでなく、漁師に
負傷者まで出ている。また、スカボロー礁では中
国側がサンゴ礁の入り口をロープ状のもので封鎖
し、フィリピン側の漁民や公船が入域できないよ
うにしたのである。

さらに、2カ月以上にわたってベトナム沖に設
置された「海洋石油981」という大型掘削装置
も、中国海洋石油総会社が言うところ、「動く領
土」であり、「戦略兵器」なのである。

もう一つの特徴は、多種多様なプレーヤーの存
在と、これらの間の組織的な連携行動である。

例えば、この6月5日のベトナム政府の発表に
よれば、中国側がいわゆる「キャベツ戦術」を取
っていることが明らかにされている。

大型掘削装置を守るため、一時は140隻に及
ぶ中国の軍艦や法執行船、そして漁民までが統制
された形で「キャベツ」の皮になり、中国のさま
ざまな組織が緊密な統制の下で行動していた。

この背景には、人民解放軍が前面に出るより
も、非軍事的組織である国家海洋局や漁民といっ
た民間人を活用するという戦術が意図的に取られ
ていることが見て取れる。さらに強調されるべき
なのは、こうした非軍事的組織が人民解放軍と緊
密な連携、場合によっては具体的な統制下で運用
されているとみられることだ。

すなわち、中国は東シナ海と同様に南シナ海に
おいても、挑発を仕掛ける相手国が容易には武力
に訴えないように、非軍事的な分野における、い
わゆる「サラミ戦術」を採用している。万が一、
相手が軍事的な手段に訴える場合には、むしろ、
それを奇貨として人民解放軍が一挙に投入される
ことになる。12年4月にフィリピンのスカボロー
礁において、フィリピン海軍が中国漁船を拿捕し
たことを契機として、中国は積極的に中国海軍の
艦船を比較的近い海域にまで派遣している。

比越の対中対応の変化

こうした中国の実力行使に対し、地域諸国はい
かに対応してきたのか。中国の挑発に対して、フ
ィリピンとベトナムが長年、試行錯誤してきたこ
とをまずは指摘しておく必要がある。

そもそも、中国が南シナ海に実際に進出した歴
史は新しい。中国は1974年に当時の南ベトナム
が領有権を主張していたパラセル諸島（西沙諸
島）を武力によって占領したが、87年に至るま
で、スプラトリー諸島には中国の実効支配が全く
及んでいなかった。

そのため87年ごろに中国はスプラトリー諸島へ
の進出を計画し、翌年にかけてファイアリー・ク
ロス礁（永暑礁）等を支配下に置き、基地建设等
が行われた。この結果、88年3月にはジョンソン
南礁（赤瓜礁）をめぐる中越間で軍事衝突が起
こり、中国はベトナム兵約80人を死傷させ、ジョ
ンソン南礁を含む幾つかの島礁を占拠した。

90年代に入ると、中国はスプラトリー諸島への

進出を加速させ、92年には「領海および接続水域法」を制定して南シナ海における島嶼の領有権とその保護のための意図を明確にした。米軍がフィリピンから撤退すると、94年にはフィリピンが領有権を主張していたミスチーフ礁（美濟礁）を突如占拠し、フィリピンから強い抗議を受けた。

ところが90年代後半以降、中国の対応には明らかな変化が生じた。すなわち、それまでの武力行使も辞さない強硬な姿勢から、関係諸国との対話と協調に基づいて問題の沈静化を図る姿勢へと変化した。東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国が求める多国間協議に応じ、02年には「南シナ海における関係諸国行動宣言」に署名、中国とASEANは03年に戦略的パートナーシップを締結するに至った。そして、05年にはベトナム、フィリピンと共に3カ国による南シナ海での海底資源調査も開始した。

しかし、この外交的な解決を目指した試みは、既に見た通り08年以降の中国の対外政策の明らかな変化により暗礁に乗り上げ、ベトナムとフィリピンとの間で厳しい対立状況に陥った。

すなわち、21世紀初頭の中国が主導した「問題の棚上げ、共同開発の実施」は、明らかに中国の南シナ海における主権を東南アジア諸国に認知させることがむしる戦略的課題であったのであり、中国はそれに成功したとも解釈し得る。

従って、フィリピンにもベトナムにも、かつてのように中国の甘言に改めて乗せられる余地はなく、戦略的な信頼は既に失われていると言っても過言ではないだろう。

対抗し比越が「三戦」など新戦略

この結果、両国ともに実力行使を行う中国に対抗するために、明らかにこれまでとは異なった戦略を取り始めた。それは大きく分ければ①抑止力を高め②連携を強化し③「三戦」に訴える——という具体的な行動として結実しつつある。

第一に、抑止力の強化である。ベトナムは既に6隻のキロ級潜水艦をロシアから購入し、16年までに全ての配備が行われる予定だ。また、潜水艦の運用訓練のために、インド海軍からの支援を受け入れることも既に決定。海洋監視船についても、5月初旬以降に起きた中国の大型石油掘削装置をめぐる対峙の結果、今夏の岸田文雄外相のベトナム訪問の際に、日本政府から6隻の中古の船舶を導入することが決まっている。

フィリピンの沿岸警備隊は日本、フランス、米国などから監視船を導入する予定になっており、今後、海洋保安能力が一層高まることが見込まれている。また、4月のオバマ大統領のマニラ訪問の際には、米比間の新たな軍事協力協定が締結され、米軍艦艇の定期的なフィリピンへの立ち寄りも合意。今後、フィリピンは沿岸レーダー設備と訓練施設を米国から提供される予定で、急速に海洋監視能力が向上すると見込まれている。

第二に、第三国との連携についてはASEANのクレイマント・ステート（領有権を主張する国）を中心に、目覚ましい動きが見られている。

まずベトナムとフィリピンとの間の連携の強化は極めて顕著である。この2カ国に加えて、マレー

シアやブルネイなどASEANのクレイマント・ステート間での意見交換やコンタクトは、日増しに盛んになっている。これまで南シナ海問題では、相互が同じ島嶼に対する主権主張を重ねてきたことから、クレイマント・ステート間でも、それほど緊密な連携が行われていたわけではない。

ところが近年は、首脳同士の頻繁な交流に加えて、海洋安全保障を担当とする関係機関同士の交流が極めて緊密に発展している。加えて、日本や米国といった安全保障上の利害が一致する第三国との協力関係の推進も目覚ましい。

第三に、フィリピンもベトナムも、中国が得意とする、いわゆる心理戦、世論戦、法律戦という「三戦」を積極的に行うようになっていく。

フィリピンは昨年1月、国連海洋法条約に基づく仲裁手続きを中国に対し提起し、この3月末には国際仲裁裁判所に対して南シナ海における「島嶼」の法的地位に関する見解を含む、膨大な申述書を提出した。この法律戦は多分にフィリピンの中国に対する世論戦として強く展開されているといってもよいだろう。

フィリピン政府は同国海空軍が撮影したと思われる、中国が実効支配する島嶼における土砂運搬活動などの写真を国際社会に幅広く配信し、既成事実をつくらうとする中国の動きを強くけん制した。ベトナムも、中国海洋石油の大型掘削装置など中国側の海上での実力行使に関して、連日のように記者会見を開き、国際社会にその実態を訴え、中国監視船がベトナム漁船に体当たりするビデオまで公開した。またズン・ベトナム首相

は、中国があくまでも強硬姿勢を崩さないならば、フィリピンのように法的手段に訴える可能性まで示唆した。

警戒感強めるインドネシア、マレーシア等

このような状況を受けて、これまで中立的な立場を堅持してきたASEAN諸国にも変化が生じ始めている。例えば、インドネシアの国防当局者の次のような発言に注目すべきであろう。

インドネシア国軍の司令官であるモエルドコ司令官は、4月24日付のウォールストリート・ジャーナル(WSJ)紙において、「中国が(インドネシア領の)ナツナ諸島の一部を九段線内に含め、インドネシアのリアウ諸島をあたかも中国の一部の領土であるかのように主張したことをインドネシアは遺憾としている」と表明。そのために「インドネシア軍はナツナ諸島におけるその軍事力を強化することに決定した」と言明している。今後、ナツナ諸島には、攻撃型のアパッチ・ヘリやスホイ戦闘機などの配備が行われることになっている。

マレーシアも、表面上は中国との友好関係を維持する姿勢は崩していないものの、筆者が直接対話した多くのマレーシアの国防・海洋保安関係者には、明らかなら立ちが募っている。

なぜなら、マレーシア領のボルネオ島沖80^{キロ}に存在するジェームズ礁には、既に中国監視船や軍艦が幾度かにわたって来航し、そのたびにマレーシア海軍当局との間で対峙が生じているからだ。13年3月には、中国海軍艦艇4隻が威嚇発砲を

ジェームズ礁近海において行っている。そして本年1月には、中国海軍艦艇3隻が再度接近し、中国による主権宣誓式まで実施しているのである。

このような状況に対しマレーシア政府は、昨年10月にボルネオ島の液化天然ガス(LNG)輸出拠点にもなっているビントゥルに海軍基地の設置を決定している。マレーシアの天然資源の積み出し拠点であるボルネオ島近海の海洋安全保障を確保することは、必要不可欠なのである。

驚くべきことに台湾でも新たな変化が起き始めている。台湾はスプラトリー諸島で最も大きな島であるイトウ・アバ島(太平島)を実効支配しているが、大陸中国との関係も踏まえ、これまで南シナ海をめぐる議論については目立つことを避け、できるだけ控えめな姿勢を貫いてきた。台湾の沿岸警備隊である海巡署の精鋭が守りを固めるイトウ・アバ島に、大型のフリゲート艦や監視船が寄港できる港の建設計画が検討されていることは、大きな変化と言つてよいだろう。

南シナ海で中国が支配するのは「岩礁」

実は南シナ海においては中国にも大きな弱点がある。それは、中国は南シナ海で本場に「島」と呼び得る島嶼を支配していないという事実である。

例えば、スプラトリー諸島の中でも中国が最初に占拠したフィアリー・クロス礁は、長さ22^{キロ}、幅約7^{キロ}の大きさを有するものの、高潮時には水面下50^{メートル}から1^{メートル}に没する岩礁なのである。また、ジョンソン南礁について言えば、長さ約5

^{キロ}、幅約400^{メートル}の岩礁であり、低潮時には一部が部分的に海面に露出する程度である。中国はこのため、自らが占拠した岩礁のほとんどに人工的な施設を構築し、海面下に構造物が没しないようにしている。

ところが、このような人工的な構造物は法的にはほとんど意味がない。

実は国連海洋法条約第121条の「島の制度」によれば、「1 島とは、自然に形成された陸地であつて、水に囲まれ、高潮時においても水面上にあるものをいう」のであつて、「2 3に定める場合を除くほか、島の領海、接続水域、排他的経済水域および大陸棚は、他の領土に適用されるこの条約の規定に従つて決定される」のである。

さらに同条では、「3 人間の居住または独自の経済的生活を維持することのできない岩は、排他的経済水域または大陸棚を有しない」と規定されている。

すなわち、中国が南シナ海で実効支配するほとんどの「島」は、国連海洋法条約の規定上、「岩」に該当し、中国が現在実効支配する「岩」をもつてしては、広い南シナ海の排他的経済水域や大陸棚の権利に対する権原を主張することは全くできないとの見方も可能になる。

この点こそが、南シナ海での中国の弱点であり、他国の実効支配する島嶼に対し中国を飽くなく追求に駆り立てている要因なのだ。

一方で、スプラトリー諸島の中で、本当の「島」と言える島嶼を実効支配しているのは台湾、ベトナム、フィリピン、マレーシアのみなのである。

すなわち、台湾の支配するイトゥ・アバ島、ベトナムの支配するスプラトリー島、フィリピンのイトゥ島、マレーシアのスワロー島の4島だけである。

この春に明らかになったように、中国が現在実効支配している岩礁に、土砂を運び込み、将来的に滑走路を造ろうと画策しているのは、他のクレイマント・ステート並みの広大な海洋監視能力の獲得を念頭に置いているからなのである。

南シナ海の「大渦巻き」の行方

7月半ばに中国は予定より1カ月も早く、パラセル諸島近海から突如として大型掘削設備を撤退させ、ベトナムとの緊張が一時的に和らぐ方向にある。

これは、8月上旬に行われたASEAN関連外相会議やASEAN地域フォーラム（ARF）といったアジアでの国際会議外交を見据えたものであったとの見方が強い。また、11月に予定されている中国でのアジア太平洋経済協力会議（APEC）の成功もにらんでいるのであろう。

実際、このASEAN関連外相会議では、南シナ海問題に関して「深刻な懸念」を表明することでは一致できたものの、フィリピンや米国が提起した、新たな海上拠点設置の自制を含む「挑発行為の凍結」については、中国側からは何ら前向きな姿勢は示されなかった。その際の記者会見で王毅中国外相は、「誰かが、いわゆる『南シナ海問題』の緊張を誇張しようとしているか、わざとであそんでいる」とまで言い放った。

中国は、ASEAN諸国が強く希望していた南シナ海の行動規範、いわゆる「COC」の議論を開始することによりやく同意したとされる。また、ASEAN諸国に対して海洋問題での協力を改めて呼び掛けようとしている。

このような表面上の変化が、果たして中国の外交・安全保障の戦略的な変化を意味するか否かについては、深刻な疑問符を付けざるを得ない。

ケリー米國務長官が明確に指摘する通り、「九段線」といった「主張の不明瞭さが不透明さを生んでいる」のである（8月10日、東アジア首脳会議閣僚会合での発言）。ところが、フィリピンが提起した国連海洋法条約に基づく仲裁に中国は一切応じていない。中国は自らの法的根拠の脆弱性を理解しているからこそ、こうした呼び掛けを一切拒否していると見てよいだろう。

依然としてASEAN諸国の中では、中国の経済的恩恵を受ける中小国を中心に、中国との友好関係を維持したいとの意向が強いことは否定できない。だが同時に、この数年の間に完膚なきまでに失われた、フィリピンやベトナムなどの信頼を、中国が取り戻せるとも到底考えられない。

反対に、日本や米国に対する東南アジア諸国からの強い期待も、かつてないほどの良好な雰囲気形成している。

この4月に行われた日本政府の武器輸出禁止三原則の見直しは、このような文脈において、日本との将来的な安全保障協力に向けて、東南アジア諸国からの期待を一層高めることになった。いずれにせよ、南シナ海をめぐる各国による海

洋監視能力のさらなる向上と、中国の海洋進出を受けた抑止力の構築努力は一層盛んになることは間違いない。8月のASEAN関連外相会議の結果が示す通り、当面、行動規範の策定を中心とする中国との外交的駆け引きが続くことは間違いないだろう。

同時に東南アジア諸国は、安全保障面の抑止力強化、すなわち防衛力整備と、日米などの友好国との間で事実上の同盟関係、ないしは連合の構築をこれまで以上に急ぐことになる。

このような流れが、最終的に中国と東南アジア諸国との間でセキュリティレジレンマを生むか、あるいは地域における協調的な安全保障環境を構築できるかは、多分に中国内政の矛盾の拡大いかんにかかっている。

結局、中国に対する国際社会の見方は、次の一言に言い尽くされるのかもしれない。

「中国にとつて、南シナ海におけるその行動こそが、台頭するパワーとしてのその意図に対する（東南アジア諸国の）認識を定義することになる。」（モエルドコ・インドネシア国軍司令官 4月24日付WSJ紙）

現在の国際秩序を毀損するような行動が今後とも続くのであれば、国際社会からの反動がさらに強まり、東アジアの秩序は「メーブルストローム」（大渦巻き）に巻き込まれていくことが確実に予想される。そして、東シナ海にいる私たちと、南シナ海のアジアの同胞の運命は間違いなく結ばれていくことになるだろう。（本稿は筆者個人の見解である）

海外情報

中国の紙媒体で新聞だけ減収減益
デジタル出版はいずれも大幅増

中国の全出版関係産業の経営動向を調査した「2013年新聞出版産業分析報告」が7月に公表され、「新聞」は紙媒体中で唯一、減収減益となったことが分かった。

この調査は中国新聞出版研究院が09年以来、毎年実施している。それによると、新聞の総発行部数は482・4億部で12年とほぼ同水準だったが、ページ数に相当する印張は2097・8億印張で前年比5・1%減。営業収入は776・7億元（1元＝16・7円）で同8・9%減、利益は87・7億元で同11・7%減となった。「書籍」や「定期刊行物」は営業収入、利益とも伸びは小さいながら前年を上回っており、新聞だけが「一人負け」の様相を呈している。この結果、新聞の市場規模は総合評価で書籍市場を下回った。

その「書籍」はタイトルが44・4万点で7・4%増、冊数は83・1億冊で4・9%増。営業収入は770・8億元で6・5%増、利益は118・6億元で2・9%増と堅調だった。「定期刊行物」はタイトルが9877点でほぼ横ばい、部数は32・7億部で2・3%減。営業収入は222億元で0・5%増、利益は28・6億元で13・1%

増だった。

これに対し、営業収入、利益とも大幅に増加したのが「デジタル出版」。このカテゴリーには携帯アプリ、ネットゲーム、デジタル雑誌、電子ブック、電子新聞、ネット広告、ネット動画、オンラインミュージックなどが含まれる。全体の営業収入2540・4億元、31・3%増。利益は199・4億元で31・2%増だった。特にオンラインミュージックとネット動画の営業収入は前年の1・5倍となり、躍進の柱になっている。一方、同じデジタル出版でも、デジタル書籍、電子ブック、電子新聞の営業収入は7%増にとどまっている。

調査は今回で5回目。そこで、これまでの公表データを基に、営業収入と利益に関し、実額と伸び率の推移を下表にまとめてみた。新聞の営業収入・利益が、共に12年をピークにかなり鋭く落ち込んでいることが容易に読み取れる。

なお、表には記述していないが、調査対象としては、このほか、「オーディオ・ビジュアル製品」、「電子出版物」、包装や装飾印刷から出版物印刷まで幅広い「印刷複製」、書店など「出版物販売」、「輸出入」の五つのカテゴリーが含まれており、うち最も収入の額が大きいのは「印刷複製」で営業収入が1兆1094・9億元、前年比7・1%増だった。

（参考）中国新聞出版報7月10日付ほか

（木原 正博）日本新聞協会博物館事業部付部長

2009～2013年の業種別経営動向（営業収入と利益）

金額（億元）	営業収入					利益				
	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
書籍	462.8	537.9	664.4	723.5	770.8	74.8	77.2	94.2	115.2	118.6
定期刊行物	145.9	150.6	162.6	220.9	222.0	12.4	18.5	22.9	25.3	28.6
新聞	627.6	729.4	818.9	852.3	776.7	70.4	100.8	98.6	99.2	87.7
デジタル出版	799.4	1051.8	1377.9	1935.5	2540.4	63.9	89.1	106.7	152.0	199.4
全出版合計	10341.2	12375.2	14568.8	16635.3	18246.4	893.3	1075.9	1128.0	1317.4	1440.2

対前年比	営業収入					利益				
	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
書籍	—	16.2%	19.8%	12.3%	6.5%	—	3.1%	22.2%	22.3%	2.9%
定期刊行物	—	3.1%	8.0%	35.8%	0.5%	—	49.4%	23.8%	10.3%	13.1%
新聞	—	16.2%	12.3%	4.1%	△8.9%	—	43.2%	△2.2%	0.6%	△11.7%
デジタル出版	—	31.6%	31.0%	40.5%	31.3%	—	39.5%	19.1%	42.4%	31.2%
全出版合計	—	19.7%	17.7%	14.2%	9.7%	—	20.4%	4.8%	16.8%	9.3%

（△＝マイナス）

（注1）毎年発表される資料から筆者が作成。発表後修正されるデータがあるため対前年比は単純計算とは異なる場合がある。

（注2）「全出版」には他に AV 製品、電子出版物、印刷複製、出版物販売、輸出入が含まれる。

運用者任せの編集・保存責任

新聞・放送・公立図書館との違い 公的ウェブサイトで表現の自由(上)

小岩 井 忠 道

(サイエンスポータル前編集長)



共同通信社を退社直後から現在までの8年余、

科学技術振興機構というところでウェブサイトの編集に関わってきた。ウェブサイトの長所、影響力の大きさを実感する年月だったと言える。一方で最近、ウェブサイト運用者の責任ということに關し、考え込む出来事があった。今は縁が切れたとはいえ、立ち上げ以来、7年間にわたって編集に関わったウェブサイト「サイエンスポータル」で起きていることだ。

新聞には「新聞倫理綱領」、放送界には「報道倫理基本綱領」、図書館には「図書館の自由に関する宣言」という倫理規範がある。ところが、情報発信媒体として役割がますます大きくなっているウェブサイトの運用者には、この種の明文化されたものが見当たらない。新聞社が過去の記事を取り消す行為をすれば、そのこと自体がニュースになる。最近も、多くの人が目にした通りだ。

放送界は放送法、電波法の下で行政から直接の圧力を受けやすい。それ故、放送倫理・番組向上機構(BPO)という第三者機関を設け、放送界の自律と放送の質の向上に努めていることもよく

知られたことだろう。

図書館はどうか。公立図書館は新聞や放送局とは異なり地方自治体や国会に属する機関だ。新聞や放送のように権力と相対する機関ではない。にもかかわらず「図書館の自由に関する宣言」の中で、表現の自由を堅持し、検閲を拒否する決意を明確にしている。

今回、紹介するサイエンスポータルは、文部科学省傘下の独立行政法人科学技術振興機構が運用するサイトだ。後述する掲載済みの記事削除を指示した理事は文部科学省からの出向者だった。今回想きた大半の過去記事を再掲載しないリニューアルもまた、一握りの人間の判断でできると考えたところに共通するものがある。表現の自由に関わることだという認識が、恐ろしく希薄と考えざるを得ない。

ある本を独自の判断で書架から撤去してしまうような行為は、公立図書館の館員ならまずやらないだろう。

ウェブの世界は、権力による規制から遠いところで自由な発信が可能という魅力がある。一律に

妙な制約を課するのが妥当とは思えないが、税金で運用される公的サイトに対しては、国民はもっと厳しい目を注いでもよいのではないだろうか。影響力を急激に高めている媒体が監督官庁の意に沿った情報しか載せないようでは、国民の知る権利に十分応えているとは言えない。表現の自由や国民の知る権利について深く考えない運用が行われても、チェック機能が働きにくいのもまた、公的ウェブサイトの心配な現状ではないだろうか。

ではどうすべきか。具体的な提案を現時点で筆者は持っていない。このレポートが関心ある人々の議論のきっかけになれば、幸いだ。

影響力増すウェブサイト

日本新聞協会によると、新聞の発行部数は2004年から減り方が激しく、1世帯当たりの発行部数も6年前に1・0を切った。今や0・86部というから7世帯に1世帯、実際はそれ以上の家庭が新聞を購読していないということだろう。日本放送協会(NHK)の全国個人視聴率調査結果によると、テレビの視聴時間は横ばいの状態が続いている。しかし、「若者のテレビ離れ」が言われるようになってだいぶたつ。今後、テレビを主要情報源とする人たちが減ることはあっても、増える可能性は小さいのではないだろうか。

文部科学省の社会教育調査によると、図書館の利用者数というのは年々増えているというから新聞や放送とは違うようだ。ただし、もともとの数字が小さい。図書館を利用するのは国民1人当た

り年に1・5回でしかないとすれば、図書館に行く人は、国民の一握りということだろう。

ウェブ 사이트가、新聞購読者の減少をもたらしているのはまず間違いない。さらに図書館を利用しないような人たちのニーズも掘り起こし、スマホやパソコンのユーザーとして取り込んでいく現実もあるということではないか。電車内で新聞を広げている人の数がめっきり減ってしまったことを見ても、ウェブサイトの役割が今後ますます大きくなるのは必至だろう。

日本の科学技術のポータルサイト

筆者は06年2月、科学技術情報のポータルサイト「サイエンスポータル」の初代編集長となった。科学技術振興機構というのは、前に述べたように文部科学省傘下の独立行政法人である。競争的研究助成金の配分業務をはじめ幅広い事業を行っている。

「サイエンスポータル」は「日本の科学技術情報に関するポータルサイトが必要」と考えた沖村憲樹・科学技術振興機構理事長（当時）の強いイニシアチブで誕生した。今「ポータルサイト 科学技術」という字句でグーグル検索してみると、「サイエンスポータル」以外に同じような公的サイトは見当たらない。

サイトを立ち上げる前に、黒川清・日本学術会議会長（当時）を委員長とする外部有識者から成る委員会が機構内に設置され、科学技術情報を網羅するポータルサイトの必要性が議論された。

「科学技術振興機構がやるべき事業」という委員会の提言を受け、サイト開設に至った経緯がある。筆者が初代編集長を任されたのも、内部の人間を充てるより科学記者経験者がふさわしいというサイエンスポータル委員会の審議結果に沿ったもの、と聞いた。

サイト立ち上げは06年6月7日。その前日、日本学術会議で行われた記者会見には黒川日本学術会議会長、沖村科学技術振興機構理事長が並び、サイト開設の目的を説明している。翌日の一般紙、専門紙は短い記事ながらそろって「サイエンスポータル公開」を報じた。1独立行政法人が自身の業務を紹介するウェブサイトを立ち上げたくらいで、多くの新聞が記事にしてくれることは、まずない。

このサイトは独立行政法人科学技術振興機構の事業宣伝のためでもなければ、監督官庁である文部科学省所管の科学技術・学術情報だけを紹介するためのものでもない。対象とするのは日本全体の科学技術で、政府の1機関とはいえ中立的な学術団体である日本学術会議が運用に協力する……。そんなサイトがあってもよい、と多くの記者が感じてくれたということだろう。

リニューアルで大量の記事削除

筆者はサイト立ち上げ後、6年間編集長を務め、続く1年間も非常勤の編集委員として関わった後、昨年3月末で一切の作業から手を引いた。仰天するような事が起きたのは、この5月12日の

ことだ。リニューアルでレイアウトが一新されたのだが、編集長時代の6年間に掲載した記事のほとんど、一部に関してはそれ以降のものまでも含む記事がばつさり削除されてしまっていた。

一体、どれほどの量の記事が消えてしまったのか。ある人に「国立国会図書館に行けば分かる」と教えられ、初めて国会図書館を訪ねた。インターネット資料収集事業(WARP)というサービスがあり、ウェブサイトを網羅的に収集・保存して、備え付けのパソコンで検索、閲覧できるようにになっている。数日かかって調べた結果、削除されたのは筆者が書いた記事だけで3000本、著名な方々にそれぞれ依頼して書いていたいた寄稿記事200本ほどに及ぶことを知る。

削除された主なオリジナル記事の中には、まず立ち上げから5年半分の編集ニュース1732本、レビュー（問題提起を含んだニュース記事）369本がある。この他、主な記事だけ見てもインタビュ71本（1本4、5回続き）、ハイライト（講演会やシンポジウム取材し、著名人による講演・発言概要を紹介した記事）207本、オピニオン（著名人に執筆を依頼した寄稿記事）213本が含まれていた。

結局、立ち上げから8年間に掲載されたニュースの71%が削除されてしまい、レビューの90%、インタビュの79%、ハイライトの80%、オピニオンの83%に上る記事も同様にサイトから消えてしまっていた。コラム「編集だより」に至っては、7年分580本（ほとんど筆者が執筆）が跡

形もない。

リニューアルによる主要記事の削除状況

	掲載本数	削除本数	削除率
編集ニュース	692	1732	71%
レビュー	40	369	90%
インタビュー	19	71	78%
ハイライト	53	207	79%
オピニオン	45	213	83%
科学のおすすめ本	15	120	89%
日本の安全と科学技術	0	10	100%
地域からの新しい風	0	18	100%
さががけものごたり	0	17	100%
科学者になる方法	0	34	100%
編集だより	0	580	100%

人物に焦点当てた記事を重視したのに

表に掲げた記事のうち、編集ニュース、レビュー、編集だより以外の記事に共通するのは、人物に焦点を当てた記事ということだ。これらの記事を重視した理由は簡単。通信社記者時代、社の調査部（資料室）で一番、世話になったのは、アイウエオ順に人名で仕分けされた人物資料だった経験に基づく。

この狙いは悪くなかったと思う。新しい情報が次々に表示されることだけを売りにするなら、電光掲示板とあまり変わらない。後々、検索で読まれる記事がどの程度収納されているか、つまり図書館（アーカイブ）的役割もどれだけ持つかでサ

イトの評価は決まる。編集に関わるうちに確信を深めた。検索の時に使われるキーワードは人物名が一番多いはず、と。

サイエンスポータルに関わった最後の月の13年3月に、インタビュー、ハイライト、オピニオン欄に登場願った方々は9人いる。編集から手を引く直前にこれら9人の方々の名前でグーグル検索してみた。結果は、次のようだ。大半がグーグル画面の10番以内、悪くても20番以内にサイエンスポータルの記事が表示された。

これは、グーグルのサイエンスポータルに対する評価ランクが当時、上位にあった（検索記事が優先的に表示される）ことを裏付ける結果とも言える。

グーグルでの人名検索結果（2013年3月末）

記事種別	氏名	記事表示順位
インタビュー	田邊一成	4
オピニオン	阿部博之	11
同	西村和雄	8
同	坂東昌子	5
同	有本建男	5
同	石田秀樹	13
同	黒川清	20
同	荒戸照世	2
同	田河慶太	1

「予算と時間」が記事削除の理由

過去記事の7〜8割が消えてしまうことによつ

てサイトの価値の低下を招き、「表現の自由侵害」と署名記事執筆者などから批判されかねない危険を冒してまで、リニューアルを急ぐ必要があったのか。リニューアルをした側の言い分も聞いてみた。

「知る人ぞ知るサイトから、より多くの人に見てもらえるサイトを目指し、リニューアルを急いだ。最も大事なトップページの情報量を増やし、スマホでも見られるようにもした。予算と時間の都合で過去記事は12年以降の記事しか載せられなかったが、残る5年分も半年くらいの中に載せる」（サイエンスポータル担当調査役）。

外部からサイトの中身を改ざんされるのを防ぐ対応策を急げという機構全体の要請が、時間が足りなかった理由の一つとも聞く。しかし、それはあくまで内輪の事情であって、署名記事執筆者やユーザーに大変なつけを回す不完全リニューアルをした言い訳にはなるまい。

『知る人ぞ知る』どころか『知る人にも去られてしまう』サイトになってしまふのでは——と、リニューアル作業時に異論を唱える人間が運用チームの中にいなかったのだろうか。

あるいは「東日本大震災の起きた11年の記事が全く載っていないリニューアルなら、やらない方がましでは」という疑問も抱かなかつたのだろうか。表現の自由の侵害とまでは気が回らなかったにしてもだ。

担当調査役の釈明にはさらに疑問がある。

（続く）

海外・情・報

中間選挙に向け全米TV局が報道態勢強化
ソーシャルMと連携するなど積極的取り組み

2012年米大統領選挙で再選を果たした民主党・オバマ大統領が2期8年の政権担当期間で見ると、いよいよ最終第4コーナ―に差し掛かる。政権の最終仕上げに向け基盤を磐石にできるかどうかは、来る11月に実施される連邦議会の上下両院の中間選挙の結果次第だ。オバマ民主党にとっては現在、多数を占める上院議員の改選で取りこぼしが出ないことに加え、共和党支配が続く下院で17席増を達成し、上下両院で過半数を獲得できるかどうか懸かっている。他方、野党の共和党は下院での優勢を維持しつつ、上院でも多数を取ろうと躍起になっている。

民主、共和の二大政党が激しくぶつかり合うことが予想される中間選挙について、全米のテレビ局では、投票当日の選挙報道だけでなく、9月1日の「レーバーデー・ホリデー」から11月4日の投票当日にかけ、これまでの中間選挙関連報道を超える特別な取り組みが見られそうだ（「TVニユースチェック」オンライン、8月12日）。

全米の各テレビ局で取り組みが検討されているのは、討論や円卓会議形式の報道、積極的な選挙報道企画、さらに情勢を展望する各種調査報道結

果など幅広い中間選挙関連番組。テキサス州ダラスに本拠を置くテレビ放送局グループのネクスター・ブロードキャスト・スターズ社のティム・ブッシュ最高執行責任者は「（中間選挙関連報道は）これまでに例を見ない取り組みになるだろう」と積極姿勢を明らかにしている。

今回の中間選挙でテレビ各局は、選挙関連情報をデジタル化してユーチューブやツイッターなどのデジタルメディアプラットフォームにも幅広く流通させることで、従来の地上放送による選挙報道の強化または補完に力を入れることにしている。

全米に46のテレビ局と全米紙「USAトゥデイ」を含む82の新聞を所有するガーネット社のロブ・マニー報道担当副社長は「テレビ局の報道は時間軸の縛りの中で行われている。これを克服するため全社一丸となって取り組んでおり、報道に深みと広がりを持たせるための努力として、異なるメディア空間を活用する必要がある、特にソーシャルとデジタルメディアを活用することで、それが可能になる」と語る。

全米各ローカルテレビ局における過去の中間選挙報道は、多くの場合、大統領選挙の谷間で行われることから「退屈でつまらない」として重要視されなかった。そのため2年後に実施される大統領選挙の扱いと比べて低調に推移する傾向があると、全米ラジオ・テレビ報道ディレクター協会（マイク・カベンダー事務局長は指摘する）

こうした状況に不満を抱く全米ローカルの有権

者たちに応えようと、テレビが積極的な取り組みをすることは決して不自然ではないとするカベンダー事務局長は、「11月中間選挙の結果が有権者にどのような影響があるかについて興味や関心を喚起することで、ローカルテレビ局が、これからますます有権者にとって重要な存在になる。そのことを地域社会にアピールしたい」とその意義を強調する。

今回の中間選挙報道は各局で従来の中間選挙と大きく異なる取り組みが見られそうだが、その際に各候補者の公約と記者発表・選挙争点との間のギャップを丁寧にチェックし提示することで、視聴者をテレビ局に引き付けることに注力するとみられる。

ハースト・テレビジョン社のキャンディ・オルトマン報道担当副社長は「ジャーナリズムの役割は、半分真実または真実に何か欠けているものを分別し真実を浮かび上がらせることにあり、そのためには、より批判的な視点が必要だ。するべきことはたくさんある。事実に向き合うため、信頼ある情報源を見つけ出すと努力することが何よりも重要だ」と話す。

全米のローカルテレビ各局が、地域に根差す報道の重要性を再認識する中、今回の中間選挙報道がデジタルおよびソーシャルメディアと連携しながらローカルの有権者にいかに訴求できるかで、各局の実力が測られることになるだろう。

（金山 勉 立命館大学教授）



鳥居英晴 著

(花伝社 5000円、税別)

「国策通信社『同盟』の興亡」通信記者と戦争



評者は夏休みの2週間をまるまる本書の読破に使った。本書はA5判、814ページの浩瀚なものだ。7月25日発行の本書は、同盟通信社の正史『通信社史』(通信社史刊行会発行、1958年)を意識して記述されたもので、同書と形も目次も、さらに分量も類似しているが、『通信社史』が触れなかった同盟の戦争責任を一貫して追及している。評者は朝日新聞社の「中国侵略」を象徴するものとして大陸新報の発行経過を明らかにしたが、著者に言わせれば朝日の侵略加担は間接的で、「同盟は通信、新聞、放送、映画というメディアのあらゆる分野で軍と直接的に協力した」(301ページ)と手厳しい。

本書は同盟の第2代社長として太平洋戦争の戦意高揚を推進した古野伊之助と、編集局長、常務理事の松本重治の戦争責任を追及する。古野は45年12月、A級戦犯容疑で連合国軍総司令部(GHQ)に逮捕され、巣鴨に拘置された。しかし9カ月で出所し、戦争責任と言えど、公職追放令にかかっただけである。彼はGHQの責任追及も、共同時事への分割という同盟の偽装解散でかわし、公職追放解除後は2社の幹部や関係団体の要職に復権した。そして『通信社史』の刊行を実質指揮した。

古野は松方正義、樺山資紀、松岡洋右ら名門階級の子弟を同盟に採用し、彼らと接近する道

具に使用したとのこと。陸奥宗光伯爵家の御曹司陸奥陽之助の縁故採用と、海外部長への抜擢もそうした人事の一環であった。だが彼が憲兵隊からスパイ捜査の対象となるや、その疑いの信ぴょう性を確かめることなく2段階格下に降格させた。戦争勃発後は「社員に対して、『思想戦の第一線の戦士』として職務遂行に当たれ」と鼓舞した(768ページ)。

小椋広勝は28年の「三・一五事件」で共產主義者として逮捕されたが、37年に同盟英文部に入れた。こうした人事について、古野は「頭のいいやつを安く使うにはアカに限る」と語った(217ページ)。一方、腹心の岡村二一を新聞連盟事務局長に outward させ、一果一紙の新聞統合を遂行させ、新聞界、特に地方紙への同盟の発言力を強化させるワンマン人事を実行した。

同盟発足(36年1月)後の「西安事件」(蒋介石拉致監禁事件)のスクープで名を馳せた松本重治は、新聞連合上海支局長時代の華々しい上海での活動を『上海時代』という著書にまとめた。同書では、新聞連合と電報通信社との同盟への統合後の彼の上海での行動については触れることなく、自身のリベラリストとしてのイメージアップに努めた。

同盟時代に松本は編集局長、常務理事を務め、古野体制の番頭役として、たびたび上海や

南方各地で獅子奮迅の活躍を見せた。鳥居は本書で「戦時中の松本の言動の記録はあまり残っていないが、松本もまた、同盟幹部として戦争に協力した」(536ページ)として古野同様に松本の戦時期の言動を掘り起こす。

松本は開戦直前、前線取材に向かう記者50人を一堂に集め、戦い抜く以外に日本の行く道はないとのアジ演説をぶっていた。また、日本でもナチス・ドイツ式のPK(宣伝中隊)を組織する必要性を言いだし、大本営は彼の進言を入れて、PK組織を「報道班員」として試験的に採用するようになった。その模範例として、同盟は記者大屋久寿雄を報道部中島三少佐らとサイゴンに向かわせた。南方制圧が完了した1942年5月に編集局長と南方総局長を兼務するようになった直後に、松本は「更に、大々的拡張を必要とする」との帝国主義姿勢を社報で述べたてている。

こうした古野、松本の言動は『通信社史』や『上海時代』にはもちろん登場しない。本書の著者鳥居が長年の探索で発掘した1次史料に基づいて、両者の戦争責任を暴いている。その際、同盟社報が彼の主張を根拠づけるものとなった。社報は『通信社史』にも一部使われているが、刊行後に散逸したらしく、新聞通信調査会に残っているのは4部にすぎない。著者はこれを大量にどこから入手し、それには同盟の人事など重要記事が満載されているらしい。バンドにそびえ立つ上海一高層のノースチャイナ・デリーニユース社ビルから、イギリス人オーナーを日本軍が追い出した。朝日と同盟がその全フロアを占拠した模様を、評者もかつて朝日の重役会議録や社報を入手して確認した。

さらに著者が本書で活用しているのが、大屋久寿雄の遺稿である。先に触れたPKとしての大屋の前線派遣は彼の遺稿「戦争巡歴」に記述されている。この他に「敗戦雑記帳」「国際つれづれ草」という遺稿もあるらしい。いずれも大屋夫人から著者への提供である。さらに大屋には41年刊の『仏印進駐記』、45年刊の『終戦の前夜』という書物がある。これら五つの史料を駆使して本書の実証性を高めている。

大屋は創業から解体の全時代に同盟の中堅として古野や松本を支えた有力記者であったが、彼ら主役の活動を冷徹に観察し、その動静を日記、メモに書き残していた。評者は朝日や緒方竹虎を観察した太田卯之助（昭和初期の朝日上海支局長。東亜調査会員、論説委員を経て40年以降に支那派遣軍、南京政府顧問）の40年から5年間の日記（横浜開港記念館所蔵、そこには72回緒方が登場する）と、この「戦争巡歴」を連想する。太田と同じく大屋も側近に重用されなかったことが、日記に客観性を高めた。後世での暴露を意図したものではなかったが、脇役の記録が主役の行動の実相を暴露している。

同盟は最大時、中国に1000人、南方に700人を派遣し総数5500人を抱える世界最大の通信社であった。里見甫や佐々木健児は満州国通信社（国通）から同盟への移行期に活動し、本書が語る時代には裏面で活躍していたといわれる「大陸浪人的な気風」の代表である。残念ながら彼らの足跡は暴露されていない。

本書では多士済々の中国関係の人物が随所に登場する。41年に入社した入江啓四郎は外信部長として活躍した中国通で、戦後も時事通信社時事研究所長をしていた。戦後もない時期に

入社した石川滋・一橋大学名誉教授は入江に取材や研究の手法を伝授されたことを敬意を持って評者に晩年語っていた。殿木圭一は37年から40年、上海支局の記者で、『上海』（岩波新書）を遺して戦後は東京大学新聞研究所教授になった。「古野を語れば1週間はかかる」と東大助手の評者に述べたことを今思い出す。この殿木も、同盟社員西里龍夫が実は中国共産党の秘密党员であったと戦後に公表したことを知り、国際文化会館理事長室で松本重治と驚きを分かち合ったらしい。

欧米にどの程度の同盟記者が派遣されていたかは分からない。連合軍は同盟の発信するモース通信や放送に聞き耳を立てていた。「同盟」という名は最も著名な日本のプロパガンダ・メディアで、名実ともに日本帝国主義の思想戦の中枢機関であった。「東京ローズ」の名で浸透した「ラジオ・トウキョウ」のニュースの全ては同盟ニュースが提供したものだった。

陸奥海外部長の降格後に昇進した井上勇はラジオ・トウキョウへ出向していた大屋と組んで、アメリカ海軍大佐のザカライアスと終戦条件をめぐる、軍には内密の対話放送にたびたび出演した。外務省設立の敵之館なるラジオ傍受学校で養成され、同盟に入った立石金満、京藤讓、治ら2世が外務省ラジオ室や同盟川越分室でVOA（ボイス・オブ・アメリカ）やBBC（英国放送協会）を受信して、連合軍側の動向やプロパガンダ情報を外信部に提供した。

本書には評者が長年探していた東中野の敵之館の建物や調布町国領の東京YWCAのラジオ分室「憩いの家」の写真が出ている。その他貴重な写真の掲載も本書の特色である。

明治後期に渡米した元「万朝報」記者の河上清が、実は外務省から工員ないしプロパガンダ要員として派遣されていたことは本書から学んだ。さらに彼の子息のクラーク河上が同盟職員になったが、日米開戦で米軍入りを表明し、退職する経過も評者は本書の閲読で知った。

本書冒頭に記されているように、岩永裕吉の私財で赤字を埋めていた連合通信社は、軍部や政治家に働きかけることによって、つまり権力に依存して電通の通信部門と合体し、同盟を成立させた。こうした事情とその後の戦争の拡大で、巨額の助成金が同盟に付与された。前線では同盟のみに無線通信の使用が許された。海外派遣の記者は特権としてその地の大使館などの電話利用の特権が与えられた。まさに記者は国策通信社員として世界を闊歩していた。そして本社では最高幹部が権力者にこびを売っていた。本書はこうした事実を明らかにしながら、そして同盟の戦争責任を追及する姿勢を一貫させながらも、筆者自らが勤めた共同通信社の前身として愛着心を抱いていることが分かる。視野を広く持つて史料発掘に当たり、その範囲で隠れていた事実関係を実証した本書の価値は高い。評者は本書を通じ、自身に弱かった通信社史を学び得たことに感謝している。（敬称略）

（山本 武利）NPOインテリジェンス研究所理事長、早稲田大学名誉教授

とりい・ひではる 1949年生。72年、慶応大学経済学部卒、共同通信社入社。社会部、新潟支局、報道部、海外部。2002年退社。著書に『日本陸軍の通信課報戦々北多摩通信所の傍受者たち』（けやき出版、11年）

経費削減、多様性確保が大きな課題に

BBCが年次報告書を発表

小林 恭子（在英ジャーナリスト）



英国放送協会（BBC）が7月、最新の年次報告書（2013―14年）を発表した。報告書が描き出したBBCの現況を紹介しながら、その背景や今後を考えてみたい。

13―14年度にBBCが徴収したテレビライセンス料（日本放送協会（NHK）の受信料に当たる。視聴家庭から徴収）は37億2200万ポンド（約6953億円）となった。BBCはライセンス料で国内の活動を賄っている。これを補足するのが商業部門による収入だ。今年度はBBCの番組を海外で販売する「BBCワールドワイド」などによる14億4100万ポンドとなった。

BBCの「情報到達力」とはどの程度のものか？ 年次報告書によると、英国の成人の96%がBBCのテレビ、ラジオ、オンラインのコンテンツのいずれかに毎週接している。1人当たり週に平均18・5時間接している計算になるという。昨年度と比較して1時間の減少である。

BBCのテレビ番組に年内に15分以上接したことがある人は国内の99・6%。平均では1人で週に9時間視聴している。最も人気が高い番組はS

Fドラマ「ドクター・フー」だった。

英国の民放局では時間をずらせて全番組を放送する「タイムシフト」と呼ばれるチャンネルが複数設定されており、BBCおよび他局ではBBCのiPlayer（アイプレーヤー）のような、番組再視聴用のオンデマンドサービスを提供している。それでも、テレビ番組を放送時に見るという人がまだ圧倒的に多い。ただし、その割合は次第に減少している。BBCも例外ではなく、13年度では84%が毎週BBCのテレビを視聴しているが、前年度は86%だった。

報告書が特記するのはモバイル機器（携帯電話、タブレット端末）を使って番組を視聴する人の急速な伸びだ。アイプレーヤーでの番組再視聴の数（特定の番組のリクエスト数）は13年で30億に到達した。前年より33%の増加である。

BBCは14年度から、アイプレーヤーをデジタルでBBCの番組を見る際の基幹プラットフォームとして位置付けている。

BBCのニュースサイトには今年年頭時点で2500万人の月間ユニークユーザー（閲覧者）が

あったという。「BBCのニュースに対する信頼度は依然として高い」。ただし、12年秋、BBCの元人気司会者が性犯罪者であった疑惑が発生、BBCの管理体制の不備が指摘された。同時期に、老舗のニュース番組「ニュースナイト」での調査報道の失敗が明るみに出た。重なった失態の直前の信頼度より、今は「若干低い」状態という。

年次報告書についてのBBCや他の英メディアの報道を見ると、お金に関するものが多い。BBC自身の報道でも、この1年でいかに経費を節約したかが強調される。強調の背景にはこんな理由がある。日本の放送業では主要民放局が圧倒的な規模を誇るが、英国で予算額で比べた場合に最大級となるのが、ご承知のようにBBCだ。公から集めた資金で活動するBBCに対し、国民（そしてライバルとなる民放局や新聞社、その声を代弁するロビー団体、政治家）から、資金の使い道をつまびらかにすること、つまり説明責任を果たすことへの強い要求が存在している。

年間で約700億円の経費節約

BBCがライセンス料を十分に効率的に使い、質の高い番組を届けたとなれば、国民に存在を納得してもらえる。同時に、10年に一度更新される、BBCの存在を保証する「王立憲章」や、ライセンス料の値上げや活動内容を規定する（政府との）「合意書」に向けての交渉もスムーズにくい。そんなみくらもBBCの側にある。

年次報告書によると、BBCはこの1年で3億7400万^{ポンド}（約700億円）の経費を節約できたという。かねて批判されてきた、一部の人気出演者への高額報酬も是正したと経営陣は述べている。例えば、10万^{ポンド}以上の報酬をもらう「高額タレント」陣への合計の予算は08年度時点で7100万^{ポンド}だったが、13年度では4900万^{ポンド}に減額された。それでも、他局や国民の一部から「まだ巨額過ぎる」という批判が絶えない。

報告書全体の構成を眺めると、戦略を決める役目を持つ監督機関「トラスト」の評価と、経営陣の見解とが交互に掲載される形となっている。

トラストがBBCの年間の活動を評価する時に物差しとするのが「（番組の）質と独自性」、「コストパフォーマンス（投資された金額に見合ったコンテンツを生み出しているか）」、「（貧富、性別、居住地域にかかわらず）全ての視聴者に仕えているか」、「オープン性と透明性の確保」だ。

とりわけ「（貧富、性別等にかかわらず）全ての視聴者に仕えているか」には「公共の利益のための放送業」という英国の伝統が根付く。

BBCのコンテンツを週に一度でも利用する人は英国の成人のほぼ全員に相当するが、トラストは「全ての視聴者が利用しやすい形でBBCはコンテンツを提供すべきだ」「番組や制作スタッフは英国内の多様性（性別、人種など）を反映するものであるべきだ」と記している。

BBCアイプリーヤーは（民放局の同様のサー

ビスも同じだが）、インターネットにつながっている家庭に住む人は誰もが無料で利用できる。BBCのデジタルサービスの拡充には、放送に関わる最新のテクノロジーやサービスを（無料で）幅広く国民が享受できるようにあるべきだ、という考え方が底流にある。

ライセンス料体制、崩壊の可能性も

ほかにBBCの課題の一つとなっているのが、多様性の確保だ。番組制作スタッフや出演者、管理職のメンバーは男性、しかも白人であることが多い。また、男性は中高齢になっても司会者として画面に出演できるのに対し、女性は高齢になると舞台から外されるとも言われている（実際に、高齢を理由に職を降ろされたとして何人かの女性がBBCに訴訟を起こしている）。

あらゆる領域でさまざまなバックグラウンドの人が放送業に参加しないと、多様性にあふれる国民の姿を反映しない番組作りになるし、さまざまな差別の温床になる可能性がある。そこで、BBC経営陣にとって、多様性確保が重要課題となる。

年次報告書の中で、BBC経営陣は「有色人種、障害者、女性を活用するための管理者プログラムを実行した」「テレビ番組にもっと女性が登場するよう努力している」と説明したが、トラスト側は「黒人、アジア人、その他の有色人種のスタッフの割合を12・5%にまで上げる」という経

営陣の目標達成への歩みののろさを指摘した。

トラストは、BBCのお金の使い方に関する疑問符が付けられた例を挙げている。そのうちの1つは1億^{ポンド}に上る「デジタル・メディア・イニシアチブ」プロジェクト（ビデオテープの利用を停止し、全てをデジタル化する）が頓挫したこと、また、旧経営幹部退職の際の支払いが過剰であったのではないかと疑念があることだ。

この「旧幹部」の一人は前会長のジョン・エントウィスル氏だ。先の人気司会者による児童への性犯罪疑惑に毅然とした態度で対処しなかったことで、会長職就任から54日で自己退職に至った。この時にエントウィスル氏に支払われた退職金が高額で、支払額を決めたトラスト委員長のクリス・パテン氏の責任問題にまで発展した。同氏は辞任には至らなかったが、体調を崩し、辞任を申し出た。8月現在、BBCトラストは委員長代理が統率している状態だ。

BBCの現在の王立憲章と活動合意書は16年末に失効する。前回は、視聴家庭からのテレビライセンス料でBBCの活動を賄うという形は変更しなかった。17年からはライセンス料金方式を継続するのか、それともネットで見る人が増えることを見込んで、新聞の購読料のような購読料体制をとるのか。BBCは購読料体制になれば、収入が大きく減ることを懸念している。ここ1、2年で、ライセンス料体制が崩れる可能性もある。地殻変動の時代がすぐそこまで来ている。

鑑定証書添付の絵画コピーは適法な引用

マスメディア関連の裁判を見る(70)

(東京地裁(平成22年(ワ)第27449号)
著作権侵害差止等請求事件)

佐藤 英雄

絵画の鑑定証書の裏面に、その絵画の複製を添付しているのは複製権侵害に当たるとして、その絵画の著作権継承者が鑑定書を発行した会社を相手に同証書の発行差し止めと1017万余円の損害賠償を求めた事件。

原告は複製権侵害とし、被告は引用として適法かつフェアユース(公正使用の理論)で違法性も阻却されるなどとして争った。東京地裁(東海林保裁判長)は平成26年5月30日、「目的上正当な範囲内の引用に当たる」と判断し、原告らの請求をいずれも棄却した。

鑑定証書の裏面に絵画のコピー

原告の義父(故人)は絵画の公募展を主催する「二紀会」創立メンバーで、風景画を中心に多数の作品を残した著名な洋画家。原告はその娘婿Aさん(東京都渋谷区)と、その子のCさん(同)で、共に絵画の著作権を相続により2分の1ずつ承継した。

その作品は、「バリ風景」42点、「ムフタール通り」36点、「モンマルトル」14点など、同名の風景画が多数含まれる油彩566点、水彩187点、版画106点の計859点。

被告は(株)東京美術倶楽部(東京都港区)で絵画展のほか、絵画の所有者からの求めに応じ、「東京美術倶楽部鑑定委員会」の名で「鑑定証書」と題する書面を作製、配布している。原告の絵画212点の裏面に、この鑑定証書が添付されているという。

証書は偽造防止用のホログラムシールを張った裏面に、パウチラミネート加工した作品のカラーコピーを張り付けたもの。縦12・7センチ、横17・8センチで、官製はがきより若干大きい。

これを原告の作品である20号(縦45・5センチ、横53センチ)の「サン・ドニ風景」と題する油彩に当てると、面積比で約9・3%になる。

被告はこれまでに日本画家37人、洋画家67人の物語画家について鑑定依頼を受け、鑑定代として1点当たり3万円、依頼作品が真作と判断した場合に発行される鑑定証書発行代として3万円の合計6万円を依頼人から受け取っている。

原告は、これらの鑑定証書は原画をカラーコピーしたもので複製権侵害に当たるとして、被告が受け取った1件6万円のうち20%を除く4万8千円を原告の逸失利益として賠償請求した。

被告は「適法引用」などと主張

被告はこれに対し次のように主張した。

①絵画の著作物の複製物と言えるためには、絵画としての鑑賞的色彩がなければならぬと解されるが、本件コピーは大幅に縮小され、しかもパウチラミネート加工されている。このため、通常の注意力を有する者がこれを見た場合に画材、構図、色彩、筆致等を感じ得ることはできず、絵画としての鑑賞的色彩があるとは言えない。

②本件コピーは表面の鑑定証書の裏面に添付され、表裏一体のものとして加工されており、本件コピー部分のみが分離して利用に供されることは考え難い。鑑定証書は絵画所有者の直接または間接の依頼に基づき1部作製されたもので、絵画と所在を共にすることが想定されており、絵画と別に流通することも考え難い。本件コピーを添付することは、その方法ないし態様としてみても、社会通念上、合理的な範囲内にとどまるものと言える。

また、一般的な鑑定団体では、著作権者の許諾を得ないことが通常とされている。これは日本洋画商協同組合鑑定登録委員会の文書からも明らかで、本件行為は著作権法32条1項に規定する適法引用に当たる。

③著作物を取り巻く急激な環境の変化に適切・迅速に対応し、利用の円滑化を図るためには、立法による解決を待つだけでは足りず、裁判所による積極的な司法判断が期待される。また、わが国の著作権法においても、その個別の権利制限規定としてフェアユースの法理は既に内在している。だから、現行著作権法に、一般的な権利制限規定としてフェアユースの法理を定めた規定がないことは、同法理を適用できないことの理由にはならない。また、本件行為について複製権侵害を認めず、また、不当な結果が招来されることは明らかであり、本件のような場面でこそ、フェアユースの法理が適用される必要がある。

原告は複製権侵害にこだわる

原告は次のように主張した。

①本件コピーについて、原画との同一性を確認できることは明らかであり、原画の内容および形式を覚知させるに足りるものであるから、原画の複製に該当する。被告は今後も原告らの承諾のないうまま本件行為を続け、著作権を侵害する恐れは極めて高い。

②そもそも「引用」とは紹介、参照、論評その他の目的で自己の著作物中に他人の著作物の原則として一部を採録することを言う（最高裁第3小法廷昭和55年3月28日判決）。同最高裁判決は旧著作権法についてのものであるが、現行の著作権法の解釈についてもそのまま当てはまるとされて

いる。

「引用」は紹介、参照、論評等の目的で行われるものであり、自己の著作物と利用される他人の著作物との間に紹介、参照、論評等の関係がなければ、「引用」には該当しない。被告の主張する原画の複製の目的は鑑定証書の対象物の特定であり、鑑定証書（自己の著作物）と対象物（他人の著作物）との間に紹介、参照、論評等の関係がないことは明らかである。

③そもそもフェアユースの法理については、わが国の著作権法に同法理を定めた規定はなく、米国における同法理をわが国において直接適用すべき必然性も認められない。従って、同法理を適用することはできず、フェアユースの法理を適用し、複製権侵害を否定すべきであるとの被告の主張に理由がない。

鑑定書の写真は絵画の複製物

裁判所は、証書の写真は複製であるが、複製権が大幅に制限される引用であるとして次の通り判断した。

（１）著作物の複製とは既存の著作物に依拠して、これと同一のものを作成し、または具体的表現に修正、増減、変更等を加えても、新たに思想または感情を創作的に表現することなく、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持し、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得できるものを作成する行為を言う。本

件鑑定証書に添付されたコピーは、元の絵画の写真撮影を経て作成された縮小カラーコピーであり、これに接する者がその表現上の本質的な特徴を直接感得することができるとすることは明らかである。従って、このような本件コピーを作成することを含む被告の本件行為は著作権法上の「複製」に該当する。

（２）「公表された著作物は、公正な慣行に合致し、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で引用して利用することができる」（著作権法32条1項）と規定されている。旧著作権法（明治32年法律第39号）で適法とされる引用は、「自己の著作物中で他人の著作物を利用した場合」とする要件があるが、現行法には該当する法文がない。

上記観点から、本件行為につき、著作権法所定の「引用」としての利用として許されるか否かについて検討する。

鑑定業務を担保する適正な引用

（３）被告は、鑑定証書はそこに添付されたカラーコピーの原画が真作であることを証するため作成されるものであることから、鑑定対象となった原画を多数の同種画題が存する可能性のある中で特定し、かつ当該鑑定証書自体が偽造されるのを防止する目的で行っていると認められる。その目的達成のためには、鑑定の対象である原画のカラーコピーを添付することが最も確実であるこ

とから、これを添付する必要性、有用性が認められる。著作物の鑑定の結果が適正に保存され、著作物の鑑定業務の適正を担保することは、贋作^{がんとく}の存在を排除し著作物の価値を高め、著作権者等の権利の保護を図ることもつながる。これらを併せ考慮すると、著作物の鑑定のために当該著作物の複製を利用することは、著作権法の規定する引用の目的に含まれると言うべきである。

原画を複製したカラーコピーは、ホログラムシールを貼付した表面の鑑定証書の裏面に添付され、表裏一体のものとしてパウチラミネート加工されており、原画をカラーコピーした部分のみが分離して利用に供されることは考え難い。鑑定証書自体も、絵画の所有者の直接または間接の依頼に基づき1部ずつ作製されたものであり、絵画と所在を共にすることが想定されている。これら鑑定証書が原画とは別に流通している実態があることについての的確な証拠もないことに照らせば、鑑定証書の作製に際して、原画を複製したカラーコピーを添付することは、その方法ないし態様としてみても、社会通念上、合理的な範囲内にとどまる。

しかも、以上の方法ないし態様であれば、原画の著作権を相続した原告らの許諾なく原画を複製したカラーコピーが美術書等に添付されて頒布された場合などとは異なり、原告らが絵画の複製権を利用して経済的利益を得る機会が失われるなどということも考え難い。

以上を総合考慮すれば、被告が鑑定証書を作製するに際して、その裏面に本件コピーを添付したことは、著作物を引用して鑑定する方法ないし態様において、その鑑定に求められる公正な慣行に合致したものであることができ、その引用の目的上でも、正当な範囲内のものであると認めるのが相当である。そうすると、本件行為は著作権法所定の「引用」として適法なものであると言える。

絵画の権利者に追求権がある国も

【後書き】原告は引用について、パロディ事件最高裁判決を引き合いに出した。雪山をタイヤが滑り降りるモニタージュ写真に旧法の引用が適用できるかを争った有名な事件である。

旧法の引用は、「自己の著作物中ニ正当な範囲内ニ於イテ節録引用スルコト」は、「偽作ト見做サス」とある。自分の著作物の中に、他人の著作物の一部を持つてくることは「まがいもの」ではないという意。「節録」とは、「適度にはぶいて、書きしるすこと」（広辞苑より）で、引用の主体は文章である。

この法律が公布されて5年後の明治37年6月16日に、東京朝日新聞が初めて写真銅板を直接鉛版に張る方法で日露戦争の戦場を伝える写真を掲載（朝日新聞社史資料編）しており、法制定当時、写真の引用は想定外だったことが分かる。

現行法の引用は、「公表された著作物は、引用して利用できる」とし、著作物の範囲は広い。さ

らに、旧法のように自分の著作物の中だけの引用にとどまらない。その引用は、「公正な慣行に合致するもの」で、「引用の目的上正当な範囲内」であればよいとしている。内容はベルン条約の引用（10条）と整合性が取れている。

著作者の権利はわが国で文章や絵画の場合、本人の没後50年間持続するが、絵画の場合、無名時代に安く手放した作品を本人や継承者が再販売できる機会はほとんどない。文学作品は有名であれば再版による収益が可能な場合もある。そこでフランスは、美術作品の転売における利益の一部を作者かその権利を引き継いだ者に支払う「追求権」制度を設けている。

その金額は、「1920年法で販売額が1万^{フラン}未満に1%、5万^{フラン}超3%だったのが、57年法で一律3%になった。その後、欧州連合（EU）指令で5万^{フラン}まで4%になり、同制度は加盟国に広まった」（早稲田大学院法務研究科主催の特殊講義で、パリ第一大学のフレデリック・ポローデュリアン教授の講演）が、米国や日本は同制度を追従していない。

しかし、追求権はEU以外の国にも広がりつつあるようだ。ベルン条約も2006年11月の法改正で、追求権（14条の3）制度を設けたが、その内容はEU指令より範囲が広く、作者、作曲者の原稿にも適用される。原稿は、絵画のように作品の転売が商いとして成立しているわけではない。

（朝日新聞社社友）

●特派員リレー報告(33)

「改革」選んだインドネシア国民
庶民派ジョコ氏が激戦制す

時事通信社ジャカルタ特派員

小長井信志



世界最大のイスラム教徒人口を抱える「イスラム大国」インドネシアで7月に行われた大統領選は、「改革派」のジョコ・ウィドド・ジャカルタ特別州知事(53)の当選で決着した。1998年の民主化後、これまで3回の大統領の直接選挙が行われたが、過去の選挙とは異なり2候補による一騎打ちの構図。当初はジョコ氏の圧倒的優位とみられていたが、対立候補プラボウォ元陸軍戦略予備軍司令官(62)が猛追し、終盤ではプラボウォ氏が優位に立ったとの見方もあるなど、波乱の展開となった。

祭りと化する選挙戦

インドネシアの大統領選は、前哨戦と位置付けられる4月の総選挙のキャンペーン期間も含めると約4カ月間に及ぶ長期の選挙戦が繰り広げられる。この間、首都ジャカルタをはじめとする各都市の沿道や商店、民家の軒先には政党や候補を宣伝する色とりどりの垂れ幕が所狭しと並び、正式なキャンペーン期間に入るとテレビCMも候補者や政党のイメージ広告一色となった。

選挙運動もにぎやかだ。大きな広場や競技場では、候補者や政党による集会が開かれ、周辺には「カキリマ」と呼ばれる食べ物や飲み物を売る移動式の屋台や、Tシャツやバッジなど候補者グッズを売る露天商が並ぶ。集会では、候補者らの演説の「前座」として、ミュージシャンによるミニコンサートも開かれることが多く、さながら「お祭り」と化するのがインドネシアの選挙の特徴だ。今回の選挙では、4月の国会議員選で第1党に躍進した最大野党闘争民主党などが推す候補として同党所属のジョコ氏が、議会選で第3党となったグリンドラ党に属するプラボウォ氏が第2党のゴルカルなどの推薦を得て立候補した。

2人の経歴や選挙キャンペーンは極めて対照的だ。ジョコ氏はジャワ島中部スラカルタ市(通称ソロ市)で細々と木材加工業を営む貧しい家庭の長男として育った「生粋の庶民派」。家具の輸出業で成功した後、2005年に故郷のスラカルタ市長に就任、12年には市長時代の実績を評価した闘争民主党などからスカウトされる形でジャカルタ特別州知事選に出馬し初当選した。

市長や知事時代には「ブルスカン」と呼ばれるアポ無し視察を頻繁に行い、行政に対する庶民の不満を吸い上げて政策に生かすとともに、部下にも現場主義の徹底を指示。縁故主義など不透明な要素が多い人事制度の透明化も図るなど一連の改革で全国的に知名度が高まり、地方政治家にもかかわらず、昨年には「期待する大統領候補」として最も人気が高い人物となった。

選挙キャンペーンでは、大規模な集会はできるだけ避け、ブルスカンやミニ集会を頻繁に実施。選挙の資金集めも小口献金を幅広く募る方式を取り、ボランティアが中心の草の根の選挙運動を展開した。

一方のプラボウォ氏は、父親がスハルト元大統領の知恵袋だった経済学者で、祖先は中部ジャワの貴族という「華麗なる一族」の出身だ。軍に入ってから出世コースである陸軍特殊部隊に長年勤務し、スハルト元大統領の次女と結婚した後は陸軍特殊部隊司令官や戦略予備軍司令官などエリート街道をまい進。ただ、スハルト氏の失脚と前後して軍を追われ、ヨルダンで事実上の亡命生活を送った後に帰国して08年にグリンドラ党を設立。政治家の道を歩んだ。

選挙キャンペーンでは、議会第2党で全国に強い組織基盤があるゴルカルをはじめ、ジョコ氏より多くの政党と連合を組み、豊富な資金を背景に組織力をフルに動員した選挙戦を展開。集会では建国の英雄として今も人気のあるスカルノ元大統領



グリンドラ党の選挙集会を盛り上げる女性歌手と支援者
(2014年3月23日、ジャカルタ、筆者撮影)

領と同じ形の白いシャツを着て、ナシヨナリズムを強く訴える演説を行い、「強い指導者」をアピールする戦略を取った。

激化したジョコ氏への中傷攻撃

「庶民性」と、汚職のうわさがなく「清廉さ」という従来の政治家と異なるイメージにより、ジョコ氏の人気は以前から圧倒的で、昨年12月に有力紙コンパスが実施した想定される大統領候補の支持率調査では43・5%と、プラボウォ氏（11・1%）の約4倍の差を付けた。しかし、4月の総選挙前後から人気は徐々に低下し始めた。その理由には、同氏が所属する闘争民主党の選

挙戦略のつたなさや、同党党首のメガワティ氏が大統領だった頃の国政混乱に対する国民の幻滅感などもあるが、最も大きいとされるのがジョコ氏に向けられた大量の中傷キャンペーンだ。

キャンペーンは5月から本格的となり、ソーシヤルメディア上では同氏の顔写真入りの「死亡通知文」が流布。名前の欄には漢字を裏返しにした文字が書かれ、通知文の内容は中華系のキリスト教徒が新聞によく出す形式が取られていた。インドネシアでは9割がイスラム教徒でキリスト教徒は10%に満たない少数派。中華系もスハルト政権下で差別されてきた歴史がある。多数派のイスラム教徒による差別感情をおおる目的があったとみられ、同氏は「野蛮な攻撃だ」と強く批判した。

同氏への同様の中傷はこれにとどまらず、同じ5月には「オボール・ラキャット（国民のたいまつ）」と題したタブロイド紙が最大票田であるジャワ島のイスラム施設などにばらまかれた。

「ジョコ氏はメガワティ氏のパペット（操り人形）」とリーダーシップに疑問を呈したり、中華系でキリスト教徒ばかりを優遇する「反イスラム」であるとしたりする内容で、確認されているだけでも計4版、10万部以上が発行された。

ジョコ氏は実際にはジャワ人のイスラム教徒。しかし、こうした虚偽のキャンペーンは、特に地方に住むイスラム教徒に影響を与えたとみられている。ガジャマダ大のアリ・スジト教授（社会学）は、「このような悪質な中傷は、教育水準が

高くはない低所得者層を狙っており、実際に大きな効果が出た。低所得者層は接する情報が限られたため、明らかに事実と違う情報でも信じてしまいがちなのが理由だ。人種や宗教といった問題は人の心理に影響しやすく、低所得者だけでなくソーシヤルメディアなどを活用する中所得者にも、ジョコ氏を敬遠する影響があった」と分析する。

分裂するメディア

また、今回の選挙で特徴的だったのはテレビメディアが両候補の陣営に分裂し、自派に有利な報道を繰り返したことだ。インドネシアには国営テレビがあるもののあまり人気はなく、多くの国民は民放を見てその日のニュースを知る。民放の多くは政党幹部を務める実業家が保有しており、報道中心の放送局「メトロTV」はジョコ氏を支援するナスデム党党首がオーナー。同じく報道中心の「TVワン」は、プラボウォ氏を支持した Golkar 党首のバクリ氏が所有し、RCTIなどの有力民放もオーナーがプラボウォ氏支持に回った。

報道の偏向ぶりが特にひどかったのはメトロTVとTVワン。監督機関の国家放送委員会によると、6月4日の選挙キャンペーン開始前後の8日間、メトロTVは選挙戦の動向を伝えた約18時間半の放送時間中、8割をジョコ氏陣営の紹介に割く一方、TVワンは7割をプラボウォ氏陣営の紹介に充てた。しかも、相手方陣営に関する報道は否定的な内容が大半で、TVワンの記者による



支援者とともに氣勢を上げるジョコ氏（2014年6月26日、ジャカルタ、筆者撮影）

最後に上向いた支持率

と、局内では上層部から自陣営のニュースを中心にするよう明確な指示が出ていたという。ユドヨノ大統領や国家放送委員会はいくつかの報道姿勢を見直すよう各局に強く要求。しかし、7月9日の投票日まで対応は変わらず、TVワンは投票日当日、主要調査機関のサンプル調査のほとんどがジョコ氏が優位となったにもかかわらず、あまり知名度のない調査機関の数字を使いプラボウオ氏が勝利したと終日放送し続けた。

大統領選の選挙キャンペーンが始まる6月前から縮小し始めていたジョコ氏とプラボウオ氏の支

持率の差は、選挙戦中にさらに縮まり、6月下旬までにはほぼ横並びの状態となった。この頃になると、ジョコ氏陣営が調査を依頼した有力調査機関の中には「スポンサーの意向」として世論調査結果を公表しないところも出てきたほか、投票直前の6月30日にはユドヨノ大統領が党首の民主党もプラボウオ氏支持に転換。さらに投票日5日前の7月4日には、選挙で中立を保つと宣言していたユドヨノ大統領がプラボウオ氏と会い、「リーダーとしての心構え」を伝授したと伝えられるなど、プラボウオ氏が優位になりつつあることを示す材料が目立つようになった。

しかし、最終盤になってジョコ氏の支持が向上きに転じ、7月22日に発表された選挙の投票結果ではジョコ氏の得票率は53・15%、プラボウオ氏が46・85%と6・3ポイント、票数では約840万の差でジョコ氏が勝利した。

ジョコ氏の支持が反転した理由は何か。陣営幹部は、ボランテアへの支援者が動いた結果と見ている。ジョコ氏の選対チーム顧問のルフット・ビンサール・パンジャヤタン氏は「危機感を持ったボランテアが必死に戸別訪問をしてくれたのが大きい。それまで3週間にわたって一貫して下降していた支持率が、投票前の最後の5日間で上昇に転じた」と解説する。

プラボウオ氏側の敵失も大きい。同氏は軍時代に民主化運動を弾圧した過去があり、言論界や市民団体などからはもとと評判が良くなかった。

さらに、選挙期間中に大統領の直接選挙制に疑問を投げ掛ける発言を行い、同氏が大統領に選ばれれば、軍を背景に権威主義体制を取ったスハルト時代に逆戻りするとの懸念が深まった。有力英字紙ジャカルタ・ポストも投票日直前の4日、「傍観することはできない」として1983年の創刊以来初めて特定の候補者としてジョコ氏支持を表明。民主化を担った層が一斉に同氏に流れ込んだ可能性もある。

激戦を制したジョコ氏が大統領に就任するのは10月20日だが、当選発表直後にソーシャルメディアを通じて閣僚にふさわしい人の公募を呼び掛けたほか、閣僚人事では専門家を登用を宣言するなど、連立政党が閣僚を分け合う従来の政治スタイルから決別する姿勢を早くも鮮明にしている。首長時代に行った「ブルスカン」も継続する意向も示し、政治家による利権がはびこったこれまでの国政を国民に取り戻す姿勢も明確にした。

ただ、ジョコ氏の方針には、所属する闘争民主党や連立を組む他の政党から既に異論が出ている。また、ジョコ氏を支持する政党連合は国会議席で4割にとどまっており、政権発足までにプラボウオ氏を支持した政党を取り込まなければ少数与党での船出となり、政権運営が順調に進むかは不透明な状況だ。ジョコ氏が目指す改革の成否は世論の支持が不可欠で、選挙でいったんは分裂した民意をいかにまとめ上げることができかに懸かっている。

メディア談話室

慰安婦検証報道の論
じられ方

藤田 博司

朝日新聞が8月5、6の2日間の紙面でいわゆる従軍慰安婦問題をめぐる過去の報道を検証する特集記事組んだ。過去30年余にわたるこの問題の報道に一部誤りを認めて取り消し、他にも間違いがあつたことを認めた。これを受けてインターネット上では激しい朝日批判の議論が飛び交い、新聞も産経や読売が朝日批判を展開した。

これらの批判の中には、相手の歴史認識やイデオロギーの非難、攻撃に踏み込んだものも多く、報道のありようをめぐる批判の枠をはるかに超えた議論も目立つ。

吉田証言の誤り認める

朝日が明確に誤りを認めたのは、戦争中に朝

鮮・済州島で女性を集め強制的に慰安婦として戦地に送り込んだと証言した吉田清治氏（故人）の話を基に1982年以降、16回にわたって報道したこと。吉田氏の著書や話の内容に裏付けがなく、虚偽であったと判断した。また労働力として動員された「女子挺身隊」を慰安婦と混同して報じた事実のあることも認めた。

一方、朝日を批判する側は、朝日の従軍慰安婦に関する報道が「日韓関係悪化の発端となった」（産経社説）、「韓国の反日世論をあおっただけでなく、日本について誤った認識が世界に広がる根拠となった」（読売社説）と指摘し、朝日の責任を追及している。さらに問題の発端から今回の検証までに30年余の時間が費やされたことも指摘している。

またネット上の議論では、朝日は「謝罪していない」「開き直っている」「論点をすり替えている」など、朝日に対する、より強い不満と非難が向けられている。そうした議論は、慰安婦問題が朝日による意図的な「捏造」であり、それによって日本人の尊厳と国際社会における日本の地位が大きく損なわれた、という見方を拡散している。慰安婦問題は全て朝日の報道が引き起こしたもので、という主張がはびこっている。

確かに吉田証言の誤りを認めるまでに時間がかり過ぎた。慰安婦と挺身隊の混同や「強制連行」の解釈をめぐる違いの説明も、もっと早い時期に明確に説明することはできたはずだ。それを

朝日が怠ったために批判する側に無用の攻撃材料を提供してきたことは否めない。

しかしそれにしても、慰安婦問題に関わる政治的、外交的問題の全てを朝日の報道の責任とし、朝日の存在そのものを否定するかのようなネット上の言説は、あまりに短絡的な暴論と言わねばなるまい。さすがに新聞の紙面にはそうした極端な議論は目につかないが、「慰安婦問題」朝日の捏造報道」といった発想の基調は一部の新聞の論調、報道にも見え隠れする。

色濃い歴史認識批判

慰安婦検証報道をめぐる朝日批判の特徴の一つは、その矛先が報道上の失敗や不手際に対する批判というより、朝日の歴史認識に対する批判の色合いを濃く帯びていることである。批判派は、日韓関係の悪化や日本の国際的な威信低下などをもたらした諸悪の根源を、朝日の慰安婦報道に求めようとする。朝日が裏付けのない吉田証言を繰り返し伝え、しかも強制連行という形で政府当局の関与を示唆したことなど、これらを全て朝日による「捏造報道」と決めつけている。

朝日の検証記事によれば、朝日の記者は当初、吉田証言の虚偽を見抜けなかった、「強制連行」には誤解があつたことなどを率直に認めている。しかし批判する側は、それらを取材の不十分さや判断の誤りとは認めず、朝日側の意図的な「捏造」と決めてかかっている。それは、慰安婦問題

に象徴的に表れた朝日の歴史認識を受け入れ難い
と見なしているからに他ならない。

慰安婦問題の責任は朝日の報道にあるとする批判のもう一つの問題は、「強制連行」や軍の関与がなければ、いわゆる「慰安婦問題」はなかったかのような主張がなされていることだ。朝日は日本の当局が慰安婦を強制的に徴用するといった狭い意味での「強制連行」はなかったとしながらも、軍が戦地で慰安所の設置や管理に関わるなどの広い意味での関与があったことを指摘している。「慰安婦として自由を奪われ、女性としての尊厳を踏みにじられたことが問題の本質」だと、朝日は考える。だがこうした朝日の姿勢を批判派は「開き直り」「論点のすり替え」と受け止める。

朝日批判の言説の中で「捏造」という言葉が頻繁に使われていることにも違和感がある。捏造とは「事実でないことを事実のようにこしらえていること」（広辞苑）である。ニュース報道の世界では「盗用」と並んで最悪の罪と考えられる。それだけに、他を批判するのによほど確固たる裏付けがなければ使える言葉ではない。が、今回はそれがいとも安直に使われている。

報道記事の捏造や盗用は記者個人が関わる場合に成功する可能性もなくはないが、朝日の慰安婦報道のように複数の記者が長期間にわたって関わる取材、報道活動ではまずあり得ない。むしろ記者の思い込みや偏見が取材上の不注意や不勉強などと重なって誤報や偏向報道につながることはあ

るだろう。しかし30年余にわたる朝日の慰安婦問題の報道を「捏造」で片付けるのは、裏付けに乏しい批判であり、説得力もない。

背景に人権意識の高まりも

慰安婦問題が内外に大きな波紋を呼んだ原因の一つに朝日の報道があったことは否めまい。しかし、全てをそのせいにするのは一方的に過ぎる。慰安婦問題が大きな関心を集めた1980年代以降は、世界的に人権意識が高まり、とりわけ女性や子どもの地位や権利をめぐる議論が注目された時期でもあった。ボスニア・ヘルツェゴビナ紛争を機に「戦時の性暴力」の問題が注目されもした。慰安婦問題が大きく報道された背景に、そうした事情があったことも見逃せない。

慰安婦検証報道で朝日の責任を厳しく問う議論についてもう一つ気にかかるのは、強制連行や軍の関与の有無には強い関心を払う半面、従軍慰安婦が存在したこと自体には、さほどの関心を寄せているように見えないことである。強制連行や当局の関与がなければ日本の責任は軽減されると考えているかに見えることである。朝日の慰安婦報道を批判する人たちや日本政府の本音は恐らく、従軍慰安婦の存在そのものをできるだけ小さく考えたいのだろう。

しかし日本の当局による強制連行はなかったとしても、慰安所や慰安婦がなかったことにはならない。軍が慰安所や慰安婦の存在を認め、さまざま

まな形で関与していた事実には変わりはない。戦時中の日本政府の責任が不問に付されると考えるには無理がある。戦時下では他国の軍隊も同じことをしていたといった、ネット上に行き交う主張も、日本政府の責任を免除する根拠にはなりにくい。

慰安婦検証報道を受けて朝日を批判する人たちがひとしきり厳しい朝日糾弾の矢を放った後も、いわゆる従軍慰安婦問題は残り続ける。問題の扱いをめぐって日韓両政府は依然、対立を続けている。朝日の検証報道をめぐる立場はいずれの側にあっても、日本人として今後とも慰安婦問題に向き合わねばならないことには違いはない。

公正の原則に照らした議論を

慰安婦検証報道をめぐる議論は、背景の歴史認識に関わる政治的要素をそぎ落とせば、本来は報道の公正さをめぐる問題に絞られる。朝日の吉田証言やその他の材料の取材、報道がどれほど適切、公正であったか、である。30年後の検証の結果、誤報や不適切な内容があったことが確認された。しかし公正さをめぐる検証は、朝日を批判する側のメディアも逃れることはできない。

よりよいジャーナリズムを目指すためのより建設的な批判をするには、むしろその部分に焦点を当てた議論が必要であろう。歴史認識を意識し過ぎた一連の批判は、報道の公正の原則を置き去りにした不毛の批判のように思われてならない。

（共同通信社社友）

プレス ウォッチング

メディア内部での 「継承」が欠かせない

「皇室礼賛」全紙にあふれる

戦後69年の今年の終戦記念日も暑かった。ある集会をのぞくと、ほぼ中年以上の参加者で超満員。特定秘密保護法・集団的自衛権行使容認という安倍晋三首相の強硬姿勢に反対派の中で危機感が募ってきているのだろう。一方、靖国神社は相変わらずの人出で、若者が目立ったという。表面的には世論の亀裂が広がっており、その背景の一つには、新聞の主張の分裂と対立がある。

終戦記念日社説は「我田引水」

長崎支局にいた時は原爆投下の8月9日が「元日」だった。8月15日を特別な日とする人も多いのではない。そんな日の在京各紙の社説――。

朝日は「祈りと誓いのその先へ」という情緒的な見出しと裏腹に、安倍首相批判に終始。毎日は大岡昇平やレマルクを引用して、戦争の記憶継承の重要性を格調高く訴えた。読売は安全保障環境の説明に力点を置き、脇見出しの「集団的自衛権で抑止力高めよ」が言いたかったようだ。日経は「歴史に学んで昭和の惨禍を繰り返すな」とオー

ソドックスにまとめ、産経は、靖国神社の「意味」を自社の主張に基づいて再考し「いつまで論争続けるのか」と挑戦的。東京は「不戦の誓い新たなれ」との見出しで、自社が「発掘」した戦没学徒・木村久夫の遺書をフルに使って展開した。

こう見ると、終戦記念日を利用して、自社得意の主張を宣伝した「我田引水」の印象が強い。私は、戦後70年を翌年に控えた段階での最重要課題は、歴史認識と並んで戦争体験と記憶の継承だと考える。しかし、学校教育の現状などから具体的な「特効薬」はなく、それぞれこうした主張になったのだろう。ただ私見を言わせてもらえば、木村久夫の遺書に、東京がここまで取り上げるほどの現代史的な意義があるとは思えない。

「天皇后は弱者の傍らに」

この日の東京の社説は後半で、現在の天皇后の「生涯をかけた追悼と祈り」を強調。「若き政治指導者たちには謙虚に耳を傾けてもらいたい」と書いている。安倍首相らを指しているのか？

それはさておいても、こうした形の「皇室礼賛」があふれているのが最近の新聞全体の傾向だ。6月27日、天皇后が那覇市にある、戦争末期に沈没した学童疎開船「対馬丸」の記念館を訪問した際も、各紙は生存者・遺族と2人との心の交流をヒューマンストーリーとして描いた。7月のハンセン病療養所（宮城県）訪問の時も同様。そうした中でもいささか驚いたのは、8月5日

付朝日夕刊の作家池澤夏樹氏のコラム「終わりと始まり」だ。古事記の現代語訳を終えた視点から、各地を訪問・慰問する天皇后を「徹底して弱者の傍らに身を置く、と行動を通じて表明しておられる」と称賛。「我々は、史上かつて例のない新しい天皇の姿を見ているのでは？」と書く。

ハンセン病でも古くは光明皇后の伝説、近くは貞明皇后（大正天皇の皇后）の救済事業が知られるように、弱者に「御仁慈を垂れる」ことは天皇制の一面。現在の天皇后の善意を疑うわけでもないが、問題はそれほど簡単ではない。例えば対馬丸のエピソードに心打たれる人は、天皇の戦争責任についてはどう考えるのか――。池澤氏の認識が東京の社説と共通するのは、安倍政権の「強者・富裕層寄り路線」に対抗するイメージを天皇后に求めているらしいことだ。前にも書いたが、もしそうならば、天皇制の理解が足りないことから生まれる考えであり、根本的に間違いだ。

検証・訂正記事が神経逆まで？

朝日は8月5、6日付朝刊で2ページづつ使い、これまでの従軍慰安婦報道の検証と一部訂正を報じた。重要なのは「慰安婦を強制連行した」との男性の証言を「虚偽だと判断し、記事を取り消します」とした点。「問題の本質は変わらない」と強調したが、弁解という印象は否めない。予想通り、読売は6日付朝刊で「朝日32年後の撤回」と皮肉たっぷり。「要旨と問題点」に1ページを割り、

社説で追及した。7日付朝刊にも有識者の意見を掲載するなど、これでもかという攻勢。

産経も6日の社説で「慰安婦が強制連行されたとの主張の根幹は崩れた」と書き、8日付朝刊に朝日主張の検証記事を掲載。「謝罪の言葉はなく、言い訳に終始した」と厳しく非難した。毎日、7日の社説で「戦時下の女性の尊厳の問題と捉えるべきだ」と冷静に反応。東京は7日の「こちら特報部」で、石破茂自民党幹事長が「国会での検証が必要」と発言したことに反発した。

朝日の記事を読んでも、どこか「上から目線」で、気分がすっきりしない。他紙の過去の報道も取り上げ、産経が書いたように「『お互いさまじゃないか』と言わんばかり」。朝日は検証で、産経も問題の男性を取材した大阪夕刊の連載企画「人権考」（1993年）を挙げたが、産経の報道姿勢は、当時とはすっかり様変わりしている。それを承知の上で昔のことを指摘するのは、神経を逆なですることにはかならないのではないか。

朝日の報道の結果、慰安婦問題に否定的で韓国に強硬な読売、産経の立場が強くなるのは否めないだろう。この点の私の意見は「人権考」記事の文章が代弁してくれている。「被害証言がなくても、それで強制連行がなかったともいえない」

8月9日の長崎原爆の日の平和祈念式典で、集団的自衛権行使容認の閣議決定について、長崎市長が「平和宣言」で「平和の原点が揺らいでいるのでは？」と異例の問い掛けをした。広島では見

られなかった動き。朝日、毎日、東京は事前から大きく報道した。それに対し産経は8月7日の社説で「『宣言』を政治利用するな」と疑問を呈し、市長の言動をけん制した。

式典後、安倍首相と面談した被爆者団体代表らが閣議決定の撤回を求めたが、首相は「見解の相違」と答えた。在京の朝日、毎日、東京は10付朝刊で伝えたが、在京の読売にはその点の記述はなし。閣議決定について首相が「今後とも、国民のご理解を得ることができるよう努力を重ねたい」と語った」とあるだけだった。九州の西部読売は別原稿だが被爆者が撤回を求めたことは書いていない。被爆者の発言はカットし、首相の言い分しか伝えないのは、フェアではない。

朝日・読売対立は「出来レース」か

冒頭で「新聞の主張の分裂と対立」と書いた。秘密保護法や集団的自衛権でも論調は真つ二つ。影響力から見れば、朝日と読売の対立の意味は重大だ。ただ、私には以前から別の見方がある。

2006年に朝日の雑誌誌上で、当時の朝日論説主幹と読売主筆が対談して「共闘態勢」を誇示。翌年、日経も加えてインターネットや販売事業の業務提携をした。私は「朝日と読売は、日本で新聞は自分たち2紙だけあればいい（日経は経済専門紙として当面共存させる）」と思っているのではないかとある所に書いた。その後曲折はあるが、基本的な考えは今も変わらない。

確かに最近、読売の「産経化」を感じる。秘密保護法や集団的自衛権での対応でもほぼ一致。従軍慰安婦問題を含む対韓国・対中国姿勢でも、読売が産経に近づいてきたように思う。違いは首相の靖国参拝への反応くらい。多くの問題で「読売・産経（プラス日経）VS朝日・毎日・地方紙」という図式が定着しているように見える。

しかし、裏では確実に「朝日・読売連合（プラス日経）VSその他の新聞」という別の構図が存在する。根底には新聞販売部数の減少という、避けられない趨勢があり、いくら対立しても、その中で共存し、最終的に自分たちだけ生き残りを図る。そう考えると、慰安婦問題での対立も一種「出来レース」のように見えてくる。

そんな中で戦後70年を前に、新聞各社は体験や証言を募っている。それも大事だが、マスメディア内部で記者同士の取材体験やノウハウの「継承」が欠かせない。

苦しい思い出がある。戦後60年の前年、共同通信社の編集委員だった私に当時の編集局長が「若い記者を巻き込んだ現代史企画が考えられないか」と言った。しかし、時間不足と自負心から、私は1年間、1人で小規模な戦後史企画を担当した。そのころ、東京を筆頭に一部の新聞は、若い記者に戦争を取材させる企画を進めていた。あの時、もっと真剣に考えるべきだった。思い出すと、今も後悔と反省の念が起る。

（小池 新ジャーナリスト）

放送時評

3年以内にネット同時再送信とNHK会長

新聞は民業圧迫と警戒

7月に主要新聞の単独インタビュにに応じた榎井勝人NHK会長の発言が、メディア関係者の間に波紋を呼んでいる。

7月24日付の毎日新聞は、「ネット視聴で受信料」との見出しで、毎日新聞の単独インタビューに榎井会長が「放送法の改正により、3年以内にインターネットを通じて、パソコンやスマートフォンでも放送と同時に番組を見られるようにする『同時再送信』を実現し、ネット視聴者からも受信料を徴収する意向を明らかにした」と報じた。この発言は、NHKがテレビ放送を、インターネットでそのまま「同時再送信」すること、そして、NHKのインターネット経由での「同時再送信」の視聴をも受信料制度の対象に組み込んでいくことを目指すことを意味する。言うなれば、インターネットでNHKの放送を見たら、受信料の支払い対象となるという制度への移行を目指すということだ。

NHKの業務範囲は放送法によって明確に定められており、現行の放送制度では、NHKが放送

と同時に番組をネットで配信する「同時再送信」は国内ラジオと国際放送、そして、大規模災害時に限られ、通常時の国内向けテレビ放送ではできないことになっている。

そのことからすれば、今回の会長発言は、これまでNHKが示してきた将来ビジョンの延長線上にあることは確かだが、トップが具体的に3年という時期を示して発言したのは初めてである。NHKのインターネット展開に関しては、新聞業界を中心に「民業圧迫」といった反発が根強く、また、受信料制度を変更するということは、すなわち放送法の改正を視野に入れた発言であり、当然、NHKが一人で勝手にできるものではない。放送行政を所管する総務省や政権与党、国会などを含め、広く意見を聞き、議論を重ねるなど、それなりの段取りを経ることが必要となる。

もちろん通信放送の融合論議は、いまに始まったことではなく、政権与党内でそれなりの議論が進んでいるのも確かである。榎井会長のこの発言は、自民党内で議論がなされている放送法の改正の論議を先取りした発言でもあった。

就任以来の関係修復ねらいインタビューか

冒頭で紹介した榎井NHK会長の発言は、NHK側が主要新聞各紙に単独インタビューの機会を用意する中で出てきたものである。周知の通り、榎井会長は、この1月25日の会長就任の記者会見で、「政府が『右』と言うものを『左』と言うわ

けにはいかない」「従軍慰安婦をめぐる問題はどこにでもあった」などと発言し、物議を呼んだことは記憶に新しい。

この会長就任会見での発言は、視聴者の不信を招くとともに、国会でも会長としての適格性を問われるなど、執拗にその真意を追及されることとなった。NHKにとって3月の国会というのは、NHK予算の審議がなされる場でもあり、NHKのみならず、総務省の担当部局も非常に神経を使う。そのような中で、当の会長自らが招いた事態に予算審議が振り回されることとなった。

結局、今年のNHK予算案は、自民・公明両党とみんなの党の賛成多数で成立したものの、民主党など野党6党は反対。NHK予算が全会一致で承認されないという異例の事態となった。

それから半年。就任以来、拒否し続けていた新聞各紙に単独インタビューの機会を用意した場が出てきたのが、この3年以内にインターネットでの同時再送信を行うというものであった。NHKサイドからすれば、この主要紙に対する単独インタビューの場を用意したのは、1月の会長就任記者会見によって生じてしまった新聞との緊張関係を修復するといった意図もあっただろう。

ただし、今回のインタビューでの会長発言は、これまでのNHKのインターネット展開における対応からすれば、ずいぶんと踏み込んだものであったことは間違いない。これまでNHKは、その業務におけるインターネットの活用・展開につい

ては、技術的な可能性もさることながら、海外の動向や他のメディア事業者の対応、視聴者の意識など、周囲の反応に非常に神経を使いながら進めてきた。

もちろん時代の流れからすれば、「通信と放送の融合」は避けられず、NHKがインターネットを介して放送番組を提供していくことも視野に入れて、その将来像を描くのは、当然と言える。

では、なぜ、それほどまでNHKが慎重にことを進めようとしてきたのかと言えば、インターネットを介した放送番組の提供、特に空中波との「同時再送信」のサービスは、NHKを支える受信料制度の根幹に関わる問題になるからに他ならない。

長年続けられてきた受信料制度論議

そのようなこともあって、NHKは2008年からオンデマンド・サービスを始めたが、受益者負担の観点から、全てのテレビ受像機所有世帯を契約対象とした受信料制度とは切り離れた形で会計処理がなされてきた。ちなみに、このオンデマンド・サービスも、ここに来て、やっと黒字転換にまで成長したとされる。

他方で、テレビ放送のネットを介した「同時再送信」に関しては、受信料制度の問題とともに、議論を続けてきた経緯がある。10年10月には、NHK内部に「NHK受信料制度等専門調査会」を設置。外部の有識者を交えて、通信と放送の融合

時代を見据えた受信料制度の在り方について論議を重ね、翌11年7月には報告書を取りまとめている。そこでは明確に、NHKは空中波と同様の放送内容をインターネットで提供すべきだとした将来像が描かれているものの、その過程についてはステップがあることも明記している。

そこでのNHKの中期的な検討課題として挙げられているのが、インターネット上での業務の位置付けに対応した負担の在り方とともに、衛星放送の受信料の在り方だ。受信料制度を考えた時、インターネットでの展開に伴う受信料制度の在り方を検討する前に、明確にしなければならない重要なステップの一つが、現行の地上放送と衛星放送とが別々の契約として徴収されている受信料を、一本化する総合受信料制への移行であろう。

電気通信技術の発達からすれば、通信・放送の融合時代の到来は、早くから予見されていたことである。もちろんNHKでは、メディア多様化の中で、将来的には空中波と同様に、インターネットを回路として空中波と同時の放送番組を提供する状況が検討されてきた。それはNHKのトップに誰がなるうとも、進む道筋は既に明確になっているとも言える。問題は、どのようなタイミングで、それらのステップを踏んでいくかである。

今年1月から自民党の情報通信戦略調査会放送小委員会で、放送行政の抜本の見直し議論を進めている。その重要検討項目の一つがNHKの受信料制度であるとされる。そこでは放送法の改正も

視野に入れた議論がなされていると聞く。

もちろん、そこではNHKのインターネットを介した同時再送信も視野に入れた議論、つまり、放送法に記載されているNHKの業務内容の改正を想定した議論がなされているという。関係者によると、この小委員会の取りまとめが形になるのが、来年1月あたりだと言われている。

政権与党内で1年の論議を経て出されたペーパーは、それなりの政治的影響力を持つであろう。とすると、NHKの受信料制度の見直しともなれば、それから少なくとも1年は時間が必要になる。もちろん、政治情勢やメディア状況などで、そのスピードは変化しよう。

そのことからすると、今回の榊井発言は、ややフライング気味だったとすら感じるのである。民放には、NHKがインターネットによる同時再送信の先鞭せんべんをつけることで、その後に続く民放の展開をやりやすくしてくれるといった見方もあるようだが、新聞業界は、この榊井発言をきっかけに、NHKに対する警戒心を強めている。もちろん新聞界は、ようやく歩きだした電子新聞が大打撃を被ることを警戒しているのである。

榊井会長のインタビューでの発言は、そのあたりをどのように読んだのかだったのか。よもや就任会見の時のように、「つい、インタビューした記者に乘せられて」ということでもなからうが。

(音 好宏 上智大学教授)



書評

マシュー・グッドマン 著、杉田七重 訳
 (柏書房 2700円、税別)
 『トップ記事は、月に人類発見！』
 十九世紀、アメリカ新聞戦争



1830年代のニューヨークで、新聞が富裕層の読み物として1部6^{トセン}で販売されていた頃、誰もが購読できる1部1^{トセン}の「ペニーペーパー」を立ち上げた新聞発行人・編集者、小説家、興行師などについてのノンフィクション作品。原題のTHE SUN AND THE MOONが示すように、実在の著名な英国人天文学者が新たな天体望遠鏡を使って月に知的生命体を発見した——という「ニューヨーク・サン」紙の連載記事にまつわる物語である。

当時のニューヨークは急成長途上にあり、世界各地からの移民や地方からの移住者で人口が膨れ上がっていた。政治的には奴隷制度廃止論者と擁護論者との間で激しい議論が交わされ、時には暴力を伴った衝突もあった。南北戦争が始まる20、30年前の話である。膨大な資料を調べ上げ、新聞社間の購読者獲得競争についての話だけでなく、刺激的な記事や見せ物を求める当時の世相を生き生きと描き、宗教と科学の問題についても深い考察を展開している。

米国新聞ジャーナリズムの原点とされるペニーペーパーがどのようなようにして生まれ、競い合い、発展していったかを知る助けにもなる。販売価格を低く抑え、多分に広告収入に依存する伝統的ビジネスモデルはこの時期に確立された。物語の中心人物は、英国サマセット州出身で、31歳の時にニューヨークに渡り、「クローリ

ア・アンド・インクワイアラー」紙で記者として働いた後、「サン」紙の編集主幹となったりチャード・アダムズ・ロック。1835年の夏、湖や滝や森に始まり、一角獣を含む数種類の動物、そしてコウモリの羽を持った人間らしき「ヒトコウモリ」が月に発見されたという記事を書き、一大センセーションを巻き起こす。ハレー彗星の接近を目前にし、世間の天文への関心が高まった頃である。記事は、天文学者サ・ジョン・ハーシェルが南アフリカ喜望峰の天文台で「まったく新しい原理」で動く巨大望遠鏡を使い、「この上なく素晴らしい天文学的発見の数々」を成した事実を、エディンバラの名を明かせない「ある傑出した書き手」が報じている——という触れ込みで始まった。

当時、ハーシェルは実際に喜望峰で天体観測をしていた。また、ドイツの天文学者は月に理性的な生物が住む可能性が高いとし、また別の天文学者も「月面上にある、月世界の人が建てたと思われる巨大な人工建造物」を最近発見したばかりだとし、月に暮らす生物とのコミュニケーションを図ることが可能だと考えていた頃でもあった。有名な科学者のそうした見解が一流専門誌に掲載されていたという。

後年にロックは連載記事について、風刺の意図で書いたと語ったが、自然科学の知識や文学的素養を駆使して書いた記事は緻密で説得力が

あり、読者の大半はその内容を信じたという。ところどころにユーモア精神も発揮されている。真実であろうが、ほら話であろうが、ニューヨークの誰もがそれを試みたがり、「サン」紙の販売部数は急増した。登場人物の一人で、ロックと確執のあったエドガー・アラン・ポーも「同種のフィクションの追従を許さない」と評価したと記されている。人々の好奇心を満たす見せ物を商売とする興行師もそれをネタにひともうけを図った。

ニューヨークだけでなく、米国中の新聞や欧州の新聞にも転載されて話題となったが、やがて当のハーシェルの耳にも届き、約1年後に否定されることとなる。ロンドンの専門誌編集者に宛てた手紙の中で、「どんなにばかげた話であろうと、至る所で、形もさまざまに報道されてしまうのでないか」と危惧したという。

当時、記事についての議論に参加することは市民生活に参加することを意味し、次第に選挙権を主張するようになった市民は、自由に物事を判断する民主的権利も主張するようになったと著者は述べる。ペニーペーパーは、市民のそうした意識変革にも大きく貢献したようだ。

本書に記述はないが、1846年に米墨戦争が勃発し、戦争ニュースをいち早く入手するため、早馬、駅馬車、電信による中継を手配した「サン」紙2代目発行人のモーゼス・イエール・ビーチは、結局、競合他紙と同ニュースを共有することを決めた。そしてビーチがAP通信社の起源とされる新聞連合組織創設を主導したことも、その後の展開として興味深い。

(我孫子 和夫 元AP通信社北東アジア総支配人)

編集後記

▼慰安婦の記事取り消しから学ぶもの

この件に関し、私の心に一番ずんと落ちた指摘は「ジャーナリストは『全てを疑え』と呼び掛けた仏文学者、鹿島茂氏の毎日新聞（8月24日付）への寄稿でした。

氏は「大新聞の記者ともあろう者がパスカルのいう『嘘をつくという目的のためにだけ嘘をつく人』が存在するという事実になんたく気づかなかったのだろうか」と「素朴な疑問」を提示。PC遠隔操作事件の片山祐輔被告の嘘を信じた弁護士やジャーナリスなど最近、この種の出来事が続いていることを指摘します。そして「記者や弁護士のような『疑いのプロ』がこの手の『純粹嘘つき人間』の自己表現的なうそにまんまと嵌められてしまうのはなぜなのだろう」と問い掛け、その答えを「その嘘を『信じたい』という心の傾きが『すでに』あったからなのだ」と導き出します。

確かに、インターネットの普及で自己表現としての嘘はますます流通しやすくなり、「純粹嘘つき人間」も増えるのは必至でしょう。「遅きに失した」朝日の責任はもちろん重大ですが、ジャーナリズム全体の苦い教訓と受け止めました。

▼国策通信社「同盟」の戦争責任

今月号には書評を2本載せました。うち1本は、当会がその流れをくむ戦前の「同盟通信社」の戦争責任を真つ向から取り上げた大作（832頁）の書籍です。微妙なテーマですが、筆者は同盟の社報類を古書店などで丹念に収集し、実証的

にこのテーマに取り組んでいます。同盟の歴史に本格的に取り組んだ書籍は、いわば正史の『通信社史』（1958年）と、当会発行の『岐路に立つ通信社』（2009年）があります。『岐路』の

（ ） （ ） 読者の声 （ ） （ ）

朝日の虚報の罪は大きい

朝日新聞8月5日付朝刊を開いて 従軍慰安婦問題に関する「訂正報道」にぐげんとさせられた。1面左肩に「慰安婦問題の本質直視を」と題した杉浦信之・編集担当執行役員名の記事を掲げ、16・17面見開き全段に詳報。6日付朝刊でも2頁で関連記事を伝えた。

5日付の詳報は、読者からの疑問点数項目に答える形式だが、ポイントは「『済州島で連行証言 裏付け得られず虚偽と判断』し、「記事を取り消します」と述べたことだ。証言者の吉田清治氏（故人）は戦時中に山口県労務報国会下関支部で動員部長をしていたとされ、1982年9月2日付の朝日新聞大阪本社朝刊社会面は大阪市内での講演内容として「済州島で200人の若い朝鮮人女性を『狩り出した』」と報じた。朝日はその後も計16回、同氏を記事にしたが、92年4月に歴史家の秦郁彦氏が疑問を呈するなど、疑惑の声が上がっていた。

裁判所の判決ならともかく、新聞の報道に

「はじめに」で、当会の前田耕一・前理事長（故人）が「同盟時代の権力との距離感のなさが招いた事態に思いを致し」と書いていたのを思い出しました。（保田）

「取り消し」ということがあり得るだろうか。

報道された記事は消えない。それが誤報だったから、「訂正記事」を出すことだけだ。朝日は今回の不祥事で「吉田氏が済州島で慰安婦を強制連行したとする証言は虚偽だと判断し、記事を取り消します。当時、虚偽の証言を見抜けませんでした。済州島を再取材しましたが、証言を裏付ける話は得られませんでした。研究者への取材でも核心部分についての矛盾がいくつも明らかになりました」と読者へのわび状を掲載したが、これだけで一件落着とは認め難い。

89年4月、沖縄県西表島で朝日のカメラマンが自作自演でサンゴ礁を傷つけ、その写真をもとに「サンゴ汚したK・Yでだれだ」という見出しの環境破壊事件に見せ掛けした虚報を思い出した。この件で朝日内部はスッタモンダの末、一柳東一郎社長（ひしやな）の引責辞任にまで発展してしまった。この捏造事件と比べても、今回の虚報の罪は重く、朝日内部は大混乱しているに違いない。またも「首のすげ替え」をして、読者に丁重にわびなければなるまい。

（東京都杉並区 池田龍夫84 毎日新聞OB）

調査会だより

◎毛里和子氏を講師に特別講演会

新聞通信調査会は10月15日（水）、午後1時半から東京都中央区銀座5-15-8の時事通信ホールで特別講演会を開催します。講師は早稲田大学名誉教授の毛里和子氏。演題は「中国の深層底流と日中関係～メディアに期待すること」、入場は無料です。

◎内閣改造をテーマに9月講演会

新聞通信調査会は9月12日（金）午後1時半から、東京都千代田区内幸町にある日本プレスセンタービルで9月定例講演会を開催します。講師は共同通信社政治部副部長の小淵敏郎氏、演題は「安倍改造内閣の課題と展望～アジア外交と消費税増税」です。

◎写真展「2020東京五輪へ」開催



(1964年の東京五輪)

新聞通信調査会はJR有楽町駅近くにある東京国際フォーラム地下1階ガラス棟ロビーホールで写真展「2020東京五輪へ」を開催します。期間は9月27日（土）から10月11日（土）までです。

展示するのは1896年のアテネ五輪から今年のソチ冬季五輪までの写真、70枚です。

定価150円 1年分1,500円（送料とも）

発行所 公益財団法人 新聞通信調査会
〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-1
日本プレスセンタービル1階
☎03-3593-1081（代）FAX 03-3593-1282
E-mail: chosakai@helen.ocn.ne.jp

いずれかの方法で購読代金を前払いしてください

◇郵便振替口座 00120-4-73467

（通信欄に購読開始月も記入してください）

◇ゆうちょ銀行 〇一九 店 当座 0073467

（振り込む際、必ず上記アドレスにお名前、郵便番号、住所、電話番号、購読開始月を連絡ください）

印刷所 株式会社 太平印刷社
ISSN 2187-2961 ©新聞通信調査会2014

マイブック

佐野陽子 編

真夏の空は青かった

～戦後70年たってわかったこと

サノックス 1300円



傘寿世代の男女20数人の多彩な戦中体験記。学童疎開、栄養失調、B29の墜落、戦災、勤労動員、軍事教練など——多感な少年少女時代の経験と現況への感慨が

含まれている。「米国製旋盤で高射砲弾を作った勤労動員」「岸信介に救われた徴用工一家」などの秘話も。

編者（慶大名誉教授）は「（軍部や政府のように）マスコミの責任が問題になったことはあまりありません。戦後70年、正確で多様な情報を得られているのでしょうか。80歳前後は疑い深いです」と総括している。（日野健＝ジャーナリスト）

石井克則、認定NPO法人アジア教育友好協会 著
輝く瞳とともに～アジアの途上国に学校をつくった人たちの物語

かんき出版 1500円（購入はAmazonから）



ラオス、ベトナム、タイの山岳少数民族地帯で学校を建設しているアジア教育友好協会というNPOがある。今年で創設10周年を迎え、建設した学校は191校

になった。①現地に学校を建設する②建設の際は地元の親や住民が参加・協力する③建設した学校と日本の学校との間で国際交流を図る——が活動の基本である。この活動をまとめた本で、子どもたちの瞳の輝きに魅せられた人たちの国際支援の姿を描いている。（著者、共同通信社社友・石井克則）